

6. 農林水産省

- | | |
|---|-------------------------------|
| 01 畑作物の所得補償交付金 | 27 戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業 |
| 02 米の所得補償交付金 | 28 海岸事業 |
| 03 水田活用の所得補償交付金 | 29 災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業 |
| 04 緑と水の環境技術革命プロジェクト事業 | 30 農山漁村地域整備交付金 |
| 05 輸出倍増リード事業（未来を切り拓く6次産業創出総合対策の一部） | 31 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 |
| 06 輸出倍増サポート事業（未来を切り拓く6次産業創出総合対策の一部） | 32 小水力等農業水利施設利活用促進事業 |
| 07 6次産業総合推進事業（未来を切り拓く6次産業創出総合対策の一部） | 33 新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業 |
| 08 6次産業化推進整備事業（未来を切り拓く6次産業創出総合対策の一部） | 34 地域における産学連携支援事業 |
| 09 食品産業品質管理・信頼性向上支援事業（未来を切り拓く6次産業創出総合対策の一部） | 35 地域活性化のためのバイオマス利用技術の開発 |
| 10 強い農業づくり交付金 | 36 「緑の雇用」現場技能者育成対策事業 |
| 11 産地活性化総合対策事業 | 37 がんばれ！地域林業サポート事業 |
| 12 鳥獣被害防止総合対策交付金 | 38 森林・林業・木材産業づくり交付金 |
| 13 果樹経営支援対策事業 | 39 地域材供給倍増事業 |
| 14 エコフィールド緊急増産対策事業 | 40 森林吸収源対策の着実な推進（森林整備事業・治山事業） |
| 15 環境保全型農業直接支援対策 | 41 治山事業 |
| 16 戦略作物生産拡大関連施設緊急整備事業 | 42 有害生物漁業被害防止総合対策事業 |
| 17 経営体育成支援事業 | 43 漁村地域力向上事業 |
| 18 規模拡大加算 | 44 強い水産業づくり交付金 |
| 19 中山間地域等直接支払交付金 | 45 離島漁業再生支援交付金 |
| 20 山村振興法に基づく地方税の不均一課税に伴う減収補填 | 46 産地水産業強化支援事業 |
| 21 中山間地域活性化資金 | 47 漁業収入安定対策事業 |
| 22 食と地域の交流促進対策交付金 | 48 廃船 FRP 漁船の魚礁等への活用実証事業 |
| 23 特定地域振興生産基盤整備事業 | |
| 24 戦略作物生産拡大関連基盤緊急整備事業 | |
| 25 農地・水保全管理支払交付金 | |
| 26 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金 | |

農林水産省 1

| | | | |
|-------------------|---|--|--------------|
| 施策名 | 畑作物の所得補償交付金 | 予算額(百万円) | 212,302【所要額】 |
| | | 区分(新規・継続・変更) | 新規 |
| 根拠法令等 | — | | |
| 概要 | 販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象に、その差額を交付することにより、農業経営の安定と国内生産力の確保を図り、もって食料自給率の向上と農業の多面的機能を維持する。 | | |
| 対象者 | 対象作物ごとの生産数量目標に従って、販売目的で生産（耕作）する「販売農家」、「集落営農」 | | |
| 対象事業 | 麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたねの生産数量目標に従って生産を行う農業者に対して、標準的な生産費と標準的な販売価格の差額分に相当する交付金を直接交付。支払いは数量払を基本とし、営農を継続するために必要最低限の額を面積払で交付。 | | |
| 支援内容 | <p>① 数量払 対象作物の当年産の出荷・販売数量に応じて交付金を交付。 <交付単価> 小麦：6,450円～4,580円/60kg、二条大麦：5,390円～3,930円/50kg、六条大麦：5,880円～4,260円/50kg、はだか麦：7,890円～5,590円/60kg、大豆：12,170円～10,120円/60kg、てん菜：6,410円程度/t、でん粉原料用ばれいしょ：11,600円程度/t、そば：16,870円～12,150円/45kg、なたね：8,680円～7,940円/60kg</p> <p>② 面積払(営農継続支払) 対象作物の前年産の生産実績に応じて交付金を交付。 <交付単価> 20,000円/10a（畑作物共通）</p> | | |
| 変更のポイント | — | | |
| 支援手続スケジュール(予定でも可) | <p>交付金を受ける手順は、以下のとおり。</p> <p>① 販売農家・集落営農が交付申請書等の申請書類を地方農政事務所又は地域農業再生協議会に提出（申請期限は6月30日まで。23年度は、東日本大震災の被災地については8月31日まで申請期限を延長）。</p> <p>② 国が交付金額を算定し、交付金を販売農家・集落営農が指定した口座に振り込み。</p> | | |
| 備考 | — | | |
| 連絡先 | 農林水産省 戸別所得補償制度企画チーム | TEL：03-6744-1850 FAX：03-6744-1869 URL： http://www.maff.go.jp/j/seisaku/kobetu_hosyo/index.html | |

農林水産省 2

| | | | |
|-----------------------|--|---|---------|
| 施策名 | 米の所得補償交付金 | 予算額(百万円) | 192,900 |
| | | 区分(新規・継続・変更) | 継続 |
| 根拠法令等 | — | | |
| 概要 | 販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象に、その差額を交付することにより、農業経営の安定と国内生産力の確保を図り、もって食料自給率の向上と農業の多面的機能を維持する。 | | |
| 対象者 | 米の生産数量目標に従って、販売目的で生産（耕作）する「販売農家」、「集落営農」 | | |
| 対象事業 | 米の生産数量目標に従って生産を行う農業者に対して、標準的な生産費と標準的な販売価格の差額分に相当する交付金を直接交付。 | | |
| 支援内容 | 主食用米の作付面積（一律10a控除）に応じて交付金を交付。 ＜交付単価＞ 15,000円／10a | | |
| 変更のポイント | — | | |
| 支援手続スケジュール (予定でも可) | <p>交付金を受ける手順は、以下のとおり。</p> <p>① 販売農家・集落営農が交付申請書等の申請書類を地方農政事務所又は地域農業再生協議会に提出（申請期限は6月30日まで。23年度は、東日本大震災の被災地については8月31日まで申請期限を延長）。</p> <p>② 国が交付金額を算定し、交付金を販売農家・集落営農が指定した口座に振り込み。</p> | | |
| 備考 | — | | |
| 連絡先 | 農林水産省 戸別所得補償制度企画チーム | TEL : 03-6744-1850 FAX : 03-6744-1869 URL : http://www.maff.go.jp/j/seisaku/kobetu_hosyo/index.html | |

農林水産省 3

| | | | |
|-------------------|---|--|---------|
| 施策名 | 水田活用の所得補償交付金 | 予算額(百万円) | 228,431 |
| | | 区分(新規・継続・変更) | 変更 |
| 根拠法令等 | — | | |
| 概要 | 食料自給率の向上等を図るため、水田で麦、大豆、米粉用米、飼料用米等の戦略作物を生産する農業者に対して、主食用米並みの所得を確保し得る水準の交付金を交付。 | | |
| 対象者 | 「販売農家」又は「集落営農」 | | |
| 対象事業 | 水田で麦、大豆、米粉用米、飼料用米等の戦略作物を生産する場合に、主食用米並みの所得を確保し得る水準の交付金を面積払で直接交付。また、二毛作の戦略作物の生産に対する助成、耕畜連携の取組に対する助成、地域の実情に即した戦略作物の生産性向上の取組等に対する支援を実施。 | | |
| 支援内容 | <p>①戦略作物助成 主食用米を作付けしない水田における戦略作物の作付面積に応じて交付金を交付。 ＜交付単価＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・麦、大豆、飼料作物：35,000円/10a ・米粉用米、飼料用米、WCS用稲：80,000円/10a ・そば、なたね、加工用米：20,000円/10a <p>②二毛作助成：15,000円/10a 「主食用米と戦略作物」又は「戦略作物同士」の組み合わせによる二毛作の戦略作物の作付面積に応じて交付金を交付。</p> <p>③耕畜連携助成：13,000円/10a 耕畜連携の取組（飼料用米のわら利用、水田放牧、資源循環）面積に応じて交付金を交付。</p> <p>④産地資金 地域の実情に即して、戦略作物の生産性向上等の取組、地域振興作物や備蓄米の生産を支援。交付対象作物・交付単価は都道府県（又は地域）において設定。</p> | | |
| 変更のポイント | 地域の実情に即して、戦略作物の生産性向上等の取組、地域振興作物や備蓄米の生産を支援する「産地資金」を創設。 | | |
| 支援手続スケジュール(予定でも可) | <p>交付金を受ける手順は以下のとおり。</p> <p>① 販売農家・集落営農が交付申請書等の申請書類を地方農政事務所又は地域農業再生協議会に提出（申請期限は6月30日まで。23年度は、東日本大震災の被災地については8月31日まで申請期限を延長）。</p> <p>② 交付金額を算定し、国が交付金を販売農家・集落営農が指定した口座に振り込み。</p> | | |
| 備考 | — | | |
| 連絡先 | 農林水産省 生産局農業生産支援課 | TEL：03-3597-0191 FAX：03-6744-2523 URL： http://www.maff.go.jp/j/seisaku/kobetu_hosyo/index.html | |

農林水産省 4

| | | | |
|-----------------------|--|--------------|-------|
| 施策名 | 緑と水の環境技術革命プロジェクト事業 | 予算額(百万円) | 1,781 |
| | | 区分(新規・継続・変更) | 変更 |
| 根拠法令等 | — | | |
| 概要 | <p>農林水産業・農山漁村に豊富に存在する未利用のバイオマスや自然エネルギーなどの資源と他産業の持つ革新的技術の融合による新たな産業を創出。これにより、農山漁村の6次産業化を推進し、「2020年までに農山漁村において6兆円規模の新産業を創出」するとの目標の実現に貢献するとともに、雇用と所得を確保を図り、地域社会の活性化を実現する。</p> | | |
| 対象者 | <p>民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人、企業組合、特定非営利活動法人、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、特殊法人、許可法人、公社、農林漁業者の組織する団体、第3セクター、消費生活協同組合、事業協同組合、独立行政法人、技術研究組合及び事業化共同体（コンソーシアム）</p> | | |
| 対象事業 | <p>「緑と水の環境技術革命総合戦略」に位置付けられた重点分野や新技術について以下の支援を実施する。</p> <p>(1) 事業可能性調査 事業化につながる可能性のある技術について採算性や技術課題等を調査・検討する事業化可能性調査を支援する。</p> <p>(2) 新技術の開発実証 事業化が見込まれる新技術について、実証機器の整備など試行・試作を支援するとともに実用化に向けた技術実証の支援を行う。</p> | | |
| 支援内容 | <p>(1) 事業可能性調査 定額 (2) 新技術の開発実証 2/3、1/2</p> | | |
| 変更のポイント | 事業の拡充 | | |
| 支援手続スケジュール (予定でも可) | <p>支援を受ける手順は原則として以下のとおり。</p> <p>①事業実施主体は、申請書類を作成し、公募期間中に農林水産省本省に提出。 ②農林水産省は、事業実施計画の内容について要件等を確認。提出のあった申請書類について、選定審査委員会を開催し、補助金交付候補者を決定。 ③国は、予算の範囲内において補助金交付候補者に対し補助金を交付。</p> | | |
| 備考 | — | | |
| 連絡先 | <p>農林水産省 TEL : 03-3502-8466 大臣官房環境バイオマス政策課 FAX : 03-3502-8274 バイオマス推進室 URL : http://www.maff.go.jp/j/soushoku/gaisyoku/6zisangyoka.html</p> | | |

農林水産省 5

| | | | |
|-----------------------|--|---|-----|
| 施策名 | 輸出倍増リード事業 (未来を切り拓く6次産業創出総合対策の一部) | 予算額(百万円) | 423 |
| | | 区分(新規・継続・変更) | 新規 |
| 根拠法令等 | 新成長戦略 | | |
| 概要 | 輸出先国・地域別の戦略的マーケティングの強化、官民合同ミッションの派遣等を実施するほか、輸出に向けた販路を確保、拡大しようと努力する産地・農林漁業者等に対する研修や国内外における商談機会の提供等の取組を支援。 | | |
| 対象者 | 民間団体等 | | |
| 対象事業 | <ul style="list-style-type: none"> ① 輸出チャレンジ促進事業 ② 国別輸出戦略マーケティングの強化 ③ ジャパン・パビリオン設置 ④ 官民合同ミッションの派遣等 | | |
| 支援内容 | <ul style="list-style-type: none"> ① 輸出チャレンジ促進事業 輸出の経験の少ない農林漁業者等が輸出への第一歩を踏み出すチャレンジを支援するため、セミナーや、海外有力バイヤーを招へいする商談会等を国内各地において開催 ② 国別輸出戦略マーケティングの強化 主要な輸出先国・地域等において、重要品目やターゲットとする購入者についての市場分析等を行い、マーケティングを強化する。その成果は必要に応じ輸出促進事業にフィードバックし、事業の効果的な実施を図る ③ ジャパン・パビリオン設置 海外の国際見本市等に設置するジャパン・パビリオンへの出展機会を提供し、商談の成約を支援 ④ 官民合同ミッションの派遣等 アジア等における市場獲得の促進を図るため、主要な市場に対して官民合同ミッションの派遣等を行うことにより、取引先候補と対面で情報交換等を行う機会を提供 | | |
| 変更のポイント | — | | |
| 支援手続スケジュール (予定でも可) | 事業スケジュール <検討中> | | |
| 備考 | — | | |
| 連絡先 | 農林水産省 大臣官房国際部 貿易関税チーム輸出促進室 | TEL : 03-3502-3408 FAX : 03-3502-0735 URL : http://www.maff.go.jp/j/export/index.html | |

農林水産省 6

| | | | |
|-----------------------|---|---|-----|
| 施策名 | 輸出倍増サポート事業 (未来を切り拓く6次産業創出総合対策の一部) | 予算額(百万円) | 806 |
| | | 区分(新規・継続・変更) | 新規 |
| 根拠法令等 | 新成長戦略 | | |
| 概要 | 輸出プロジェクトの実施、輸出課題の解決、マッチングの場の設定、新興市場への日本産農林水産物・食品の販売拠点の設置、海外外食事業者等による日本産食材の共同調達の推進、輸出品の品種保護の取組に対して総合的に支援 | | |
| 対象者 | 民間団体等 | | |
| 対象事業 | <ul style="list-style-type: none"> ① 輸出に取り組む事業者向け対策 ② 農林水産物等輸出課題解決対策 ③ 品種保護に向けたDNA品種識別技術確立対策 ④ 販売拠点構築対策 ⑤ マッチング対策 ⑥ 海外外食事業者向け日本産食材輸出促進対策 | | |
| 支援内容 | <ul style="list-style-type: none"> ① 輸出に取り組む事業者向け対策 輸出拡大が期待される農林水産物・食品について明確な輸出目標を設定し、戦略的な輸出拡大プロジェクトを実施する取組を総合的に支援 ② 農林水産物等輸出課題解決対策 輸出に取り組む産地や業界等が直面している課題の解決策を実践に向け広く普及・活用する事業者の取組を支援 ③ 品種保護に向けたDNA品種識別技術確立対策 国内で育成された優良な品種が海外で侵害された場合の権利行使を支援 ④ 販売拠点構築対策 日本産農林水産物・食品の商流が未発達な新興市場において、販売拠点を設置する取組を支援 ⑤ マッチング対策 海外における現地需用者とのマッチングにより、具体的なビジネスにつなげる取組を支援 ⑥ 海外外食事業者向け日本産食材輸出促進対策 海外外食事業者等と国内生産者等との共同調達等をコーディネートする取組を支援 | | |
| 変更のポイント | — | | |
| 支援手続スケジュール (予定でも可) | <p>事業スケジュール</p> <ul style="list-style-type: none"> ③、⑤の一部、⑥については公募中(4/28応募締切) ①については、5月上旬公募開始予定 その他については、現在検討中 | | |
| 備考 | — | | |
| 連絡先 | 農林水産省 大臣官房国際部 貿易関税チーム輸出促進室 | TEL : 03-3502-3408 FAX : 03-3502-0735 URL : http://www.maff.go.jp/j/export/index.html | |

農林水産省 7

| | | | |
|-----------------------|--|---|-----|
| 施策名 | 6次産業総合推進事業 (未来を切り拓く6次産業創出総合対策の一部) | 予算額(百万円) | 899 |
| | | 区分(新規・継続・変更) | 新規 |
| 根拠法令等 | — | | |
| 概要 | 農林漁業者等の6次産業化に係る新商品の開発や積極的な取組を促す環境づくり等の取組に対して支援。 | | |
| 対象者 | 農林漁業者等、事業者等 | | |
| 対象事業 | <p>「1」地域段階の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ○農林漁業者等の新たな事業分野への進出に係る直接支援 農林漁業者等の6次産業化を推進するため、地域の農林漁業者等による6次産業化の取組に向けた計画づくり、新商品開発や販路開拓などの取組を支援。 ○農林漁業者等の6次産業化の取組を促進する環境作りに対する支援 農林漁業者等の6次産業化の取組を促す環境づくりを進めるため、農林漁業者等への技術研修、関係者間での交流会の開催などの取組を支援。 <p>「2」全国段階の取組</p> <p>地域段階の取組を効果的に進めるため、農林漁業者等の6次産業化の取組をサポートする人材の育成・紹介や、販路拡大の機会を創出する商談会・フェアの開催、6次産業化の推進に係る調査、技術を核にした関係機関等の連携の促進などを実施。</p> | | |
| 支援内容 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 「1」については補助率：1/2、2/3（六次産業化法及び農商工等連携促進法の認定を受けた場合） ○ 「2」については補助率：定額 | | |
| 変更のポイント | — | | |
| 支援手続スケジュール (予定でも可) | <p>「1」については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○支援対象や内容、募集期間、公募要領等の詳細については、募集開始にあわせ農林水産省のホームページに掲載。 ○申請書を地方農政局等に提出。 ○農林水産省本省において、第3者による公募選定審査委員会を開催して事業を選定。 ○選定された事業は、地方農政局等において事業実施計画の審査を受けた後、補助金の交付を決定。 <p>「2」については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○支援対象や内容、募集期間、公募要領等の詳細については、募集開始にあわせ農林水産省のホームページに掲載。 ○申請書を農林水産省本省に提出。 ○農林水産省本省において、第3者による公募選定審査委員会を開催して事業を選定。 ○選定された事業は、農林水産省本省において、事業実施計画の審査を受けた後、補助金の交付を決定。 | | |
| 備考 | — | | |
| 連絡先 | 農林水産省 総合食料局食品産業企画課 | TEL : 03-6744-2063 FAX : 03-3508-2417 URL : http://www.maff.go.jp | |

農林水産省 8

| | | | |
|-----------------------|---|---|-------|
| 施策名 | 6次産業化推進整備事業 (未来を切り拓く6次産業創出総合対策の一部) | 予算額(百万円) | 1,547 |
| | | 区分(新規・継続・変更) | 変更 |
| 根拠法令等 | — | | |
| 概要 | 6次産業化を推進するため、①農業法人等が経営の複合化・多角化を図る取組、②地域の農林水産物の産地の収益力強化のための地産地消の取組、③農林漁業者と食品産業事業者が安定的な取引関係を確立して行う農工商等連携の取組に必要な機械・施設の整備等を支援する。 | | |
| 対象者 | ①6次産業化法人（農業生産のみならず、加工・流通・販売等についての新たな取組を行う農業法人等）及び連携法人（6次産業化法人と連携・協力して生産活動を行う農業法人等） ②農業協同組合、公社等 ③食品産業事業者、農林漁業者団体等 | | |
| 対象事業 | ①6次産業化法人が加工・流通・販売等についての新たな取組を行う場合に必要となる機械・施設等の整備及びこれと併せて行う農畜産物の生産に必要な機械・施設等の整備を支援する。 連携法人が上記の整備と併せて行う農畜産物の生産に必要な機械・施設等の整備を支援する。 ②地産地消の活動に必要な直売施設、農林水産物処理加工施設、地域食材供給施設、農林水産物集出荷貯蔵施設、交流施設の整備を支援する。 ③農林漁業者等と食品産業事業者が安定的な取引関係を確立し、地域の資源である農林水産物を活用した新商品等の事業化を促進するため、食品の加工・販売施設、農林漁業用機械等の整備を支援する。 | | |
| 支援内容 | ①補助率は1/2以内（農業用機械及びその附帯施設については1/3以内）。なお、補助の上限額は、5千万円とする。 ②補助率は1/2以内（原則として、総事業費は5千万円以上であること。） ③補助率は1/2以内（原則として補助の上限額は1億円とする。） | | |
| 変更のポイント | 農業主導型6次産業化整備事業、強い農業づくり交付金のうち地産地消特別枠及び農工商等連携促進施設整備支援の3事業を大きくくり化。 | | |
| 支援手続スケジュール (予定でも可) | ○支援対象や内容、募集期間、公募要領等の詳細については、募集開始にあわせ農林水産省のホームページに掲載。 ○事業者は申請書を地方農政局等に提出。 ○農林水産省本省において、第三者による選定審査委員会の手続きを経て、候補者を決定。 ○候補者が作成した事業実施計画について、地方農政局等がこれを審査・承認した後に、補助金の交付決定。 | | |
| 備考 | — | | |
| 連絡先 | 農林水産省 総合食料局食品産業企画課 | TEL : 03-3502-8111 FAX : 03-3508-2603 URL : http://www.maff.go.jp/i/soushoku/sanki/6iika.html | |

農林水産省 9

| | | | |
|-----------------------|---|---|-----|
| 施策名 | 食品産業品質管理・信頼性向上支援事業 (未来を切り拓く6次産業創出総合対策の一部) | 予算額(百万円) | 277 |
| | | 区分(新規・継続・変更) | 変更 |
| 根拠法令等 | — | | |
| 概要 | 食品産業におけるHACCP手法の導入及び一般的衛生管理の徹底による食品の品質管理の向上やコンプライアンスの徹底等を通じた消費者の信頼を確保し、国内市場の活性化を図るための取組を支援。 | | |
| 対象者 | 事業者等 | | |
| 対象事業 | <p>(1) 食品産業における一般的衛生管理の徹底、コンプライアンスの確立、原料原産地表示の推進に関する各種研修を一体的に実施するとともに、中小規模層の食品製造事業者等におけるHACCP手法の導入促進に資するための現場責任者・指導者養成の実践的な専門研修等、原料原産地表示に関する消費者との意見交換会の取組を支援。</p> <p>(2) HACCPに関する低コスト導入手法の構築・普及及び一般的衛生管理の徹底に必要な手法の検討を実施するとともに、専門家からの助言・指導が受けられる体制の構築等の取組を支援。</p> <p>(3) 中小食品製造事業者におけるHACCP手法に関する情報の収集・整備、情報の発信及び食品事業者におけるコンプライアンスの取組事例や原料原産地表示の取組状況を把握するための調査・分析等の取組を支援。</p> | | |
| 支援内容 | ○ 補助率(定額、2分の1) | | |
| 変更のポイント | <p>○「食品産業品質管理向上推進事業」及び「食品産業信頼性向上対策支援事業」の2事業を統合し効率化を図った。</p> <p>○具体的には、食品産業における一般的衛生管理の徹底、コンプライアンスの確立、原料原産地表示の推進に係る研修を一体的に開催することにより、コスト削減を図る。</p> | | |
| 支援手続スケジュール (予定でも可) | <p>○支援対象や内容、募集期間、公募要領等の詳細については、農林水産省のホームページに掲載。(募集期間：平成23年3月29日～4月22日)</p> <p>○申請書を農林水産省本省に提出。</p> <p>○農林水産省本省において、第3者による公募選定審査委員会を開催して事業を選定。</p> <p>○選定された事業は、農林水産省本省による事業実施計画の審査を受けた後、補助金の交付を決定。</p> | | |
| 備考 | — | | |
| 連絡先 | 農林水産省 総合食料局食品産業企画課 | TEL : 03-3502-5743 FAX : 03-3508-2417 URL : http://www.maff.go.jp/j/soushoku/sanki/haccp/ | |

農林水産省 10

| | | | |
|-------------------|--|---|-------|
| 施策名 | 強い農業づくり交付金 | 予算額(百万円) | 3,127 |
| | | 区分(新規・継続・変更) | 継続 |
| 根拠法令等 | — | | |
| 概要 | 国産農産物の安定供給のため、生産・経営から流通までの強い農業づくりに必要な共同利用施設の整備等について、国が都道府県に対して交付金を交付。 | | |
| 対象者 | 都道府県、市町村、農業者の組織する団体、青年農業者育成センター、NPO法人等（都道府県経由） | | |
| 対象事業 | <p>1 食料供給力の強化と生産の持続性の確保への取組 産地における加工・業務用需要への対応等による販売量の拡大、高付加価値化等による販売価格の向上、生産・流通コストの低減に向けた取組に必要な共同利用施設整備や小規模土地基盤整備等。</p> <p>2 新規就農者の育成・確保への取組 道府県農業大学校等での研修教育や職業訓練の推進に要する施設の整備、研修カリキュラムの策定等。</p> <p>3 安全で効率的な流通システムの確立への取組 中央卸売市場における低温卸売場などの施設の整備や、卸・仲卸業者等が組織する事業協同組合等による市場活性化のための施設の整備等。</p> | | |
| 支援内容 | 事業費の1/2以内等を補助 | | |
| 変更のポイント | — | | |
| 支援手続スケジュール(予定でも可) | <p>① 要望地区は、達成すべき成果目標基準を2つまで選定した事業計画を都道府県に提出。</p> <p>② 都道府県は、各地区の事業実施要望を取りまとめ、都道府県計画の策定、成果目標の妥当性についての審査等を行い、要望の成果目標の高さに応じてポイント化し、国（農政局等）に提出（2月～3月中旬）。</p> <p>③ 国は、予算額の範囲内で、要望地区の成果目標等のポイントの高い順に、その国費要望額を踏まえて、都道府県ごとの配分額を算定。</p> <p>④ 国は、都道府県に対して一括して配分。</p> <p>⑤ 都道府県の裁量により、事業実施地区を採択。</p> | | |
| 備考 | — | | |
| 連絡先 | 農林水産省生産局 総務課生産推進室 | TEL : 03-3502-5945 FAX : 03-3502-8518 URL : http://www.maff.go.jp/j/seisan/suisin/tuyoi_nougyou/index.html | |

農林水産省 1 1

| | | | |
|-------------------|--|--------------|--------|
| 施策名 | 産地活性化総合対策事業 | 予算額(百万円) | 10,705 |
| | | 区分(新規・継続・変更) | 新規 |
| 根拠法令等 | — | | |
| 概要 | 農業の持続的発展に向けた所得の増大、食料自給率の向上に向けた戦略作物の生産拡大や鳥獣被害対策の推進による産地の活性化を図る取組に対する補助。 | | |
| 対象者 | 協議会、民間団体等 | | |
| 対象事業 | <p>1 産地の収益力向上への取組 産地の収益を向上させるため、産地の関係者が組織する協議会により策定されたプログラム等に基づいて行われる、販売企画力、生産技術力、人材育成力の強化、有機農業の推進、国内産いもでん粉の高品質化技術等の確立、サプライチェーンの構築、地域バイオマスの利活用、乳業の再編、食肉等流通の合理化の取組。</p> <p>2 食料自給率向上に向けた生産拡大の取組 麦、大豆、新規需要米等において産地が大幅に生産拡大するための体制づくりや多収性稲種子の確保等、また粗飼料については広域流通体制の整備や放牧の拡大等による飼料生産拠点の形成等。</p> <p>3 広域的な鳥獣被害対策の取組 県域を越える複数の市町村が連携して行う広域的な鳥獣被害対策の取組や人材育成。</p> | | |
| 支援内容 | <p>上記対象事業における補助率：</p> <p>1については、定額、6/10、1/2、1/3、1/10以内</p> <p>2については、定額、5.5/10、1/2、1/3、1/10以内</p> <p>3については、定額、2/3、5.5/10、1/2以内</p> | | |
| 変更のポイント | — | | |
| 支援手続スケジュール(予定でも可) | <p>① 事業実施主体は、当該事業の成果目標を設定した上で事業実施計画を作成し農林水産省へ申請。</p> <p>② 農林水産省において、成果目標の妥当性についての審査を行い、計画を承認。</p> <p>③ 農林水産省は、予算の範囲内において、事業の実施に必要な経費について、事業実施主体を補助。</p> | | |
| 備考 | — | | |
| 連絡先 | <p>農林水産省生産局 TEL : 03-3502-5945 (生産推進室)</p> <p>1及び2の事業については 03-3591-4958 (鳥獣被害対策室)</p> <p>総務課生産推進室 FAX : 03-3502-8518 (生産推進室)</p> <p>3の事業については 03-6744-2523 (鳥獣被害対策室)</p> <p>農業生産支援課鳥獣被害対策室 URL : http://www.maff.go.jp/j/seisan/suisin/tuyoi_nougyou/index.html</p> | | |

農林水産省 1 2

| | | | |
|-------------------|---|--|--------|
| 施策名 | 鳥獣被害防止総合対策交付金 | 予算額(百万円) | 11,283 |
| | | 区分(新規・継続・変更) | 継続 |
| 根拠法令等 | 鳥獣被害防止特措法第8条 | | |
| 概要 | 鳥獣被害防止特措法により市町村が作成する被害防止計画に基づき行う、個体数調整、被害防除、生息環境管理等の取組を総合的に支援するため、必要経費を国が都道府県に対して交付。戸別所得制度の本格実施に当たり、安心して農業に取り組める環境を整備するため、対策を緊急的に強化。 | | |
| 対象者 | 交付先：都道府県 ※都道府県からの交付先は、地域協議会等 | | |
| 対象事業 | <事業内容> 1. 推進事業 ○ 地域ぐるみの被害防止活動 箱わな等捕獲機材の導入、犬を活用した追い払い、放任果樹の除去等 ○ 先進的な被害防止対策 発信機を活用した生息調査、誘導捕獲柵わなの導入、大規模緩衝帯の整備等 2. 整備事業 ○ 侵入防止柵等の被害防止施設の整備 ○ 捕獲鳥獣の食肉等の有効利用のための処理加工施設の整備 <事業実施主体> 推進事業は地域協議会、整備事業は地域協議会又は地域協議会の構成員である市町村、農業団体等 <要件> ○被害防止計画を作成する必要 ○整備事業は、受益戸数3戸以上などの条件を満たす必要 等 | | |
| 支援内容 | 1. 推進事業 定額：市町村当たり200万円以内（ただし、複数の市町村で構成する協議会が行う場合は市町村当たり220万円以内） ※先進的な被害防止対策を行う場合は必要に応じて助成 2. 整備事業 1／2以内（条件不利地域は55/100以内、沖縄は2／3以内） ※侵入防止柵の自力施工を行う場合、資材費への定額補助が可能 | | |
| 変更のポイント | — | | |
| 支援手続スケジュール(予定でも可) | 交付を受ける手順は、以下のとおり。 ① 農林水産省は、事前の調査結果をもとに都道府県に対し、交付金を配分。 ② 都道府県は、自らの判断により地域協議会等を採用するとともに、交付金を交付。 | | |
| 備考 | — | | |
| 連絡先 | 農林水産省 生産局 農業生産支援課 鳥獣被害対策室 | TEL：03-3591-4958 FAX：03-6744-2523 URL： http://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/index.html | |

農林水産省 13

| | | | |
|-----------------------|--|---|----------|
| 施策名 | 果樹経営支援対策事業 | 予算額(百万円) | 7,528の内数 |
| | | 区分(新規・継続・変更) | 継続 |
| 根拠法令等 | — | | |
| 概要 | 果樹産地構造改革計画に即して産地・担い手が行う優良品目・品種への転換、小規模な園地整備等を支援。 | | |
| 対象者 | 農業者、農業者団体等 | | |
| 対象事業 | <p>産地の戦略（果樹産地構造改革計画）に即して産地・担い手が行う以下の取組等を支援。</p> <p>○整備事業 優良品目・品種への改植・高接ぎ、条件不利園地の廃園、小規模園地整備（園内道の整備、傾斜の緩和、土壌土層改良等）、用水・かん水施設の設置 等</p> <p>○推進事業 担い手への園地集積、労働力確保のためのシステムづくり、大苗育苗ほの設置、新技術の導入支援、販路開拓の推進強化 等</p> | | |
| 支援内容 | <p>○整備事業 改植：定額（みかん、りんご）又は1／2以内（その他果樹） 高接ぎ：1／2以内 条件不利園地の廃園：定額（みかん、りんご）又は1／2以内（その他果樹） 小規模園地整備、用水・かん水施設の設置等：1／2以内</p> <p>○推進事業 1／2以内</p> | | |
| 変更のポイント | — | | |
| 支援手続スケジュール (予定でも可) | <p>支援を受ける手順は、以下のとおり。</p> <p>① 支援対象者は事業計画を作成し、産地協議会、都道府県法人を通じて指定法人に提出。 ② 指定法人は計画を承認。 ③ 事業完了後、支援対象者は実績報告兼支払請求書を作成し、産地協議会、都道府県法人を通じて指定法人に提出。 ④ 指定法人は内容を審査後、都道府県法人を通じて支援対象者に補助金を交付。</p> | | |
| 備考 | — | | |
| 連絡先 | 農林水産省 生産局生産流通振興課 | TEL : 03-3502-5957 FAX : 03-3502-0889 URL : http://www.maff.go.jp/j/seisan/ryutu/fruits/f_siensaku/index.html | |

農林水産省 14

| | | | |
|-----------------------|---|--------------------------------------|-----|
| 施策名 | エコフィード緊急増産対策事業 | 予算額(百万円) | 100 |
| | | 区分(新規・継続・変更) | 変更 |
| 根拠法令等 | 食料・農業・農村基本計画 | | |
| 概要 | 飼料化業者等がエコフィードの生産・利用を拡大させる取組に対して支援するとともに、食品関連事業者と畜産農家等とのマッチングのための情報整備、エコフィードを給与して生産された畜産物の認証制度の検討等に対して支援。 | | |
| 対象者 | 地域の食品産業者と畜産農家等とが連携して設立した民間団体等 | | |
| 対象事業 | <ol style="list-style-type: none"> 1 地域資源活用型エコフィード増産推進事業 地域で発生する食品残さの収集や飼料作物の生産により混合飼料を増産する事業 2 流通飼料型エコフィード生産・利用拡大支援事業 配合飼料メーカーと食品残さ飼料化業者が連携してエコフィードの生産・利用を拡大する事業 3 マッチングシステム構築事業 食品産業者から発生する食品残さ情報と畜産農家における利用の情報をマッチングするためのシステムを構築する事業 4 地域未活用資源飼料化確立支援事業 地域未活用資源の飼料化を推進するため、利活用の検討及び飼料化の実証試験を実施する事業 5 エコフィード利用畜産物認証制度構築事業 エコフィードを給与して得られた畜産物の認証制度を構築するための検討を行う事業 | | |
| 支援内容 | <ol style="list-style-type: none"> 1の事業 ・食品残さの利用拡大量に応じ支援【大家畜：100トン/年拡大で145万円以内等】 ・食品残さを飼料利用するために必要な機器の導入【リース経費の1/2（最大3年間）】 2の事業 ・エコフィード利用量拡大に対する支援【1TDNkg増あたり12円】 ・エコフィード原料集荷体制の整備に必要な機器の導入【リース経費の1/2（事業実施初年度のみ）】 3から5の事業 【定額】 | | |
| 変更のポイント | 支援内容の変更（1の事業の追加） | | |
| 支援手続スケジュール (予定でも可) | <p>支援を受ける手順は以下のとおり</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 食品産業者及び畜産農家等が民間団体を組織し、事業実施計画を作成。 ② 農林水産省が事業実施計画を承認。 ③ 民間団体が補助金交付申請書を作成。 ④ 農林水産省が交付決定を通知。これにより、民間団体が事業を開始。 <p>公募のスケジュール</p> <ol style="list-style-type: none"> 1の事業【3月】 2～5の事業【4月】 | | |
| 備考 | — | | |
| 連絡先 | 農林水産省 生産局畜産部畜産振興課 需給対策室 | TEL：03-3591-6745 FAX：03-3502-8294 | |

農林水産省 15

| | | | |
|-----------------------|---|-------------------------|---|
| 施策名 | 環境保全型農業直接支援対策 | 予算額(百万円) | 4,807 (所要額) |
| | | 区分(新規・継続・変更) | 新規 |
| 根拠法令等 | 食料・農業・農村基本計画第3-2-(8) | | |
| 概要 | 農業者等が、化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組とセットで、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む場合、取組面積に応じた支援等を実施。 | | |
| 対象者 | (1) 環境保全型農業直接支払交付金：農業者、共同販売経理を行う集落営農、農業者グループ (2) 先進的営農活動支援交付金：地域協議会 | | |
| 対象事業 | <p>(1) 環境保全型農業直接支払交付金： 農業者等が、化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組とセットで地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む場合、取組面積に応じた支援を実施。</p> <p><支援対象活動></p> <p>① 化学肥料、化学合成農薬の5割低減の取組とカバークロープを組み合わせた取組 ② 化学肥料、化学合成農薬の5割低減の取組とリビングマルチ・草生栽培を組み合わせた取組 ③ 化学肥料、化学合成農薬の5割低減の取組と冬期湛水管理を組み合わせた取組 ④ 有機農業（化学肥料・農薬を使用しない農業）の取組 ⑤ その他都道府県知事が特に必要と認める取組</p> <p>(2) 先進的営農活動支援交付金： 平成22年度まで先進的営農活動支援に係る交付金の支給対象となっていた農業者グループが協定に基づき行う、化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組に対して、平成22年度までの支払い実績の範囲内で、取組面積に応じた支援を実施。</p> | | |
| 支援内容 | <p>(1) 環境保全型農業直接支払交付金： 国の支援単価：4,000円/10a (国の支援単価は、国、地方公共団体の負担割合1：1を前提として設定しており、原則として、国は、地方公共団体による同額の負担が行われた取組に対して、交付金を交付)</p> <p>(2) 先進的営農活動支援交付金： 国の支援単価： 水稲3,000円/10a 麦・豆類1,500円/10a いも・根菜類3,000円/10a 葉茎菜類5,000円/10a 果菜類・果実の野菜9,000円/10a 施設で生産されるトマト、きゅうり、なす、ピーマン、いちご20,000円/10a 果樹・茶6,000円/10a 花き5,000円/10a 上記の区分に該当しない作物1,500円/10a</p> | | |
| 変更のポイント | - | | |
| 支援手続スケジュール (予定でも可) | <p>支援を受けるまでの手順は、以下のとおり。</p> <p>(1) 環境保全型農業直接支払交付金： ① 農業者等は、交付申請書及び実施計画書を市町村に提出（6月30日まで）。 ② 農業者等は、取組終了後速やかに、生産記録等を添付した実施状況報告書を市町村に提出（遅くとも2月下旬まで）。 ③ 都道府県等による実施確認後、国から農業者等に対して交付金を交付。</p> <p>(2) 先進的営農活動支援交付金 ① 活動組織は、地域協議会に対し、採択申請書及び交付申請書を提出。 ② 活動組織は、取組終了後、生産計画等を添付した実施状況報告書を市町村に提出。 ③ 都道府県等による実施確認後、地域協議会から活動組織に対して交付金を交付。</p> | | |
| 備考 | - | | |
| 連絡先 | 農林水産省 生産局 農業環境対策課 | TEL : FAX : URL : | 03-6744-2001 03-3502-0869 http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/hozen_type/index.html |

農林水産省 16

| | | | |
|-------------------|--|---|-------|
| 施策名 | 戦略作物生産拡大関連施設緊急整備事業 | 予算額(百万円) | 8,666 |
| | | 区分(新規・継続・変更) | 新規 |
| 根拠法令等 | — | | |
| 概要 | 戸別所得補償制度による食料自給率の向上に向けた生産拡大を実現するために、制度導入初年度(平成23年度)における緊急対策として、麦、大豆、新規需要米等に係る体制整備や共同利用施設の整備等に対する補助。 | | |
| 対象者 | 生産者団体等 | | |
| 対象事業 | <p>1 畑作物輪作体系適正化緊急対策 持続的な畑作物輪作体系の構築に向け、新たに大豆、春播き小麦(パン・中華めん用)、そば、なたね等の作物を導入する、又は作付拡大する際に産地において必要となる</p> <p>① 技術習得、リース方式による機械の導入や改良等(推進事業)</p> <p>② 乾燥調製施設、製粉施設、搾油施設等の整備(整備事業)</p> <p>2 新規需要米生産拡大緊急対策 戸別所得補償制度の導入により、新規需要米の生産を新たに拡大する地域のうち、専用品種の導入等により主食用米とは異なる施設や機械等の整備が必要となる産地における</p> <p>① WCSの専用機械(ロールペーラー、ベールラッパー等)等のリース方式による導入(推進事業)</p> <p>② 米粉用米・飼料用米の乾燥施設、貯蔵施設等の整備(整備事業)</p> | | |
| 支援内容 | <p>上記対象事業における補助率： 推進事業(1の①及び2の①)については定額 整備事業(1の②及び2の②)については1/2以内</p> | | |
| 変更のポイント | — | | |
| 支援手続スケジュール(予定でも可) | <p>① 事業実施主体は、当該事業の成果目標を設定した上で事業実施計画を作成し農林水産省へ申請。</p> <p>② 農林水産省において、成果目標の妥当性についての審査を行い、計画を承認。</p> <p>③ 農林水産省は、予算の範囲内において、事業の実施に必要な経費について、事業実施主体を補助。</p> | | |
| 備考 | — | | |
| 連絡先 | 農林水産省生産局 総務課生産推進室 | TEL : 03-3502-5945 FAX : 03-3502-8518 URL : | |

農林水産省 17

| | | | | |
|-------------------|---|--|--------------|-------|
| 施策名 | 経営体育成支援事業 | | 予算額(百万円) | 7,168 |
| | | | 区分(新規・継続・変更) | 新規 |
| 根拠法令等 | — | | | |
| 概要 | 新規就農者、意欲ある経営体、集落営農組織など多様な経営体が経営規模の拡大や経営の多角化を図っていくために必要な農業用機械の整備等の経費を支援。 | | | |
| 対象者 | 交付先(事業実施主体): 地域協議会等 ※地域協議会等から意欲ある多様な経営体に対して助成金を交付。 | | | |
| 対象事業 | <p>1 一般型</p> <p>(1) 新規就農者補助事業 新規就農者の経営の早期安定を図るため、農業用機械等導入の初期投資の軽減を支援。</p> <p>(2) 融資主体型補助事業 意欲ある経営体が融資を主体として農業用機械等を導入する場合、融資残の自己負担部分について補助金を交付することにより、主体的な経営展開を補完的に支援。</p> <p>(3) 追加的信用供与補助事業 融資主体型補助事業に係る融資の円滑化等を図るため、農業信用基金協会への補助金の積増による金融機関への債務保証(経営体の信用保証)の拡大を支援。</p> <p>(4) 集落営農補助事業 集落営農の組織化・法人化に必要な農業用機械の導入を支援。</p> <p>2 条件不利地域型 経営規模の零細な地域等における意欲ある経営体の育成に必要な共同利用機械等の導入を支援。</p> | | | |
| 支援内容 | <p>1 一般型</p> <p>(1) 新規就農者補助事業 補助率: 1/2 以内(400万円上限)</p> <p>(2) 融資主体型補助事業 補助率: 融資残額(3/10上限)</p> <p>(3) 追加的信用供与補助事業 補助率: 定額</p> <p>(4) 集落営農補助事業 補助率: 1/2 以内</p> <p>2 条件不利地域型 補助率: 1/2 以内</p> | | | |
| 変更のポイント | — | | | |
| 支援手続スケジュール(予定でも可) | <p>① 地方農政局長等は、本事業の実施に当たっての要望調査を実施。</p> <p>② 地方農政局長等は、要望調査の結果を取りまとめ、採択を決定。</p> <p>③ 地域協議会等が意欲ある多様な経営体の整備計画等を取りまとめた経営体育成支援計画を作成し、地方農政局長等に対して認定申請。</p> <p>④ 地方農政局長等は、事業要件を満たす経営体育成支援計画を認定。</p> <p>⑤ 地域協議会等は、地方農政局長等に対し補助金交付申請、地方農政局長等が交付決定。</p> <p>⑥ 意欲ある経営体が計画承認された整備計画等に基づき機械等の導入を行った際に、地域協議会等は助成金を交付。</p> <p>⑦ 地方農政局長等は、意欲ある経営体に助成を行った地域協議会に対して補助金を交付。</p> <p>⑧ 地域協議会等から地方農政局長等に補助金実績報告の提出、地方農政局長等が額の確定。</p> <p>(注) 平成23年度当初の要望調査については、既に終了しています。</p> | | | |
| 備考 | — | | | |
| 連絡先 | 農林水産省経営局 | TEL: 03-6744-2148 | | |
| | 構造改善課経営構造対策室 | FAX: 03-3592-6248 | | |
| | | URL: http://www.maff.go.jp/j/keiei/keikou/kouzou taisaku/k keiei sien.html | | |

農林水産省 18

| | | | |
|-----------------------|---|---|--------|
| 施策名 | 規模拡大加算 | 予算額(百万円) | 10,000 |
| | | 区分(新規・継続・変更) | 新規 |
| 根拠法令等 | — | | |
| 概要 | 我が国農業の競争力を強化するためには、小規模で分散している農地を集積し、更なる経営規模の拡大を促進することが重要であることから、農業者戸別所得補償制度の一環として、面的集積（連坦化）により経営規模を拡大する農業者を支援。 | | |
| 対象者 | 農業者戸別所得補償制度に加入している農業者（農地の受け手） （農業者戸別所得補償制度の対象となっていない飼料作物（畑）、野菜、果樹等については、特例措置として交付対象） | | |
| 対象事業 | 農地利用集積円滑化事業により、面的集積するために新たに利用権を設定した農地が対象。 | | |
| 支援内容 | 利用権を設定した農地の面積に応じて、農地の受け手に2万円/10aを交付。 | | |
| 変更のポイント | — | | |
| 支援手続スケジュール (予定でも可) | <p>①農業者（交付申請者）が「加入申請書」に必要書類を添付して地域農業再生協議会に提出。（平成24年2月末まで）</p> <p>②地域農業再生協議会は交付対象要件の確認を行い、農用地利用集積計画を添付して地方農政事務所に提出。 （提出は年3回：平成23年9月5日、平成23年12月5日、平成24年3月5日まで）</p> <p>③地方農政事務所は交付金額等の確認を行い、地方農政局に提出。</p> <p>④地方農政局は交付決定を行い、地方農政事務所を経由して「交付決定通知書（兼交付金計算書）」を交付申請者に送付し、交付金を交付。</p> | | |
| 備考 | — | | |
| 連絡先 | 農林水産省 経営局構造改善課 農地流動化推進班 | TEL : 03-3591-1389 FAX : 03-3592-6248 URL : | |

農林水産省 19

| | | | |
|-------------------|---|--|--------|
| 施策名 | 中山間地域等直接支払交付金 | 予算額(百万円) | 26,998 |
| | | 区分(新規・継続・変更) | 変更 |
| 根拠法令等 | 中山間地域等直接支払交付金実施要領 | | |
| 概要 | 耕作放棄地の増加等による多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域等において、農業生産活動を継続して行う農業者等に対し農業生産条件の不利を補正するため、国が交付金を交付。 | | |
| 対象者 | 交付先：都道府県 都道府県から交付を受けた市町村は、集落協定又は個別協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う農業者等（第3セクター、生産組織等を含む。）へ交付金を交付。 | | |
| 対象事業 | 対象地域の対象農用地において、集落協定又は個別協定に基づき5年間以上継続して農業生産活動等を行う農業者等に対し、当該農用地の傾斜や地目、面積に応じて交付金を交付。 ○ 対象地域：特定農山村法など地域振興8法の指定地域等 ○ 対象農用地：下記に該当する農用地区域内に存する1ha以上の一団の農用地 ア 急傾斜農用地（田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上） イ 自然条件により小区画・不整形な田 ウ 草地比率の高い（70%以上）地域の草地 エ 市町村長が必要と認めた農用地（緩傾斜農用地（田1/100以上1/20未満、畑、草地及び採草放牧地8度以上15度未満）、高齢化率・耕作放棄率の高い農地） オ 都道府県知事が定める基準に該当する農用地 | | |
| 支援内容 | 対象農用地10aあたりの交付単価は、以下のとおり。 ○ 急傾斜地等 田 21,000円、畑 11,500円、草地 10,500円、採草放牧地 1,000円 ○ 緩傾斜地等 田 8,000円、畑 3,500円、草地 3,000円、採草放牧地 300円 ○ 草地比率の高い草地 1,500円 ただし、農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項を実施しない場合の交付単価は上記の8割。また、規模拡大等に応じて別途の加算措置。 | | |
| 変更のポイント | 地域振興8法地域内の傾斜地以外の条件不利地が傾斜地並の支援対象となるよう拡充。 | | |
| 支援手続スケジュール(予定でも可) | 農業者等が交付金を受ける手順は、以下のとおり。 ① 農業者等が集落協定又は個別協定を締結し、市町村に当該協定の認定申請書を提出。 ② 市町村が当該協定を認定し、農業者等に通知。 ③ 市町村→都道府県→国の流れで交付金の交付申請書を提出。 ④ 国→都道府県→市町村の流れで交付金の交付決定を通知。 ⑤ 国→都道府県→市町村→農業者等の流れで交付金を交付。 | | |
| 備考 | — | | |
| 連絡先 | 農林水産省 農村振興局農村政策部 中山間地域振興課 中山間整備推進室 | TEL：03-3502-8359 FAX：03-3592-1482 URL： http://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai_seido/index.html | |

農林水産省 20

| | | | |
|-----------------------|---|--------------|----|
| 施策名 | 山村振興法に基づく地方税の 不均一課税に伴う減収補填 | 予算額(百万円) | — |
| | | 区分(新規・継続・変更) | 継続 |
| 根拠法令等 | 山村振興法第14条 | | |
| 概要 | 認定法人が、振興山村の区域内において、森林・農用地の保全事業等の用に供する設備を新設又は増設した場合に係る、不動産取得税や固定資産税について、地方公共団体が不均一課税をした場合、地方交付税による補填を措置。 | | |
| 対象者 | 認定法人が事業を実施する振興山村の区域を含む地方公共団体 | | |
| 対象事業 | 振興山村の区域内で実施する保全事業等のうち以下の事業。 ・森林・農用地等の保全事業 ・地域の農林産物の製造・加工事業 | | |
| 支援内容 | 地方公共団体が地方税の不均一課税を行った場合の減収補てん措置。 | | |
| 変更のポイント | — | | |
| 支援手続スケジュール (予定でも可) | — | | |
| 備考 | — | | |
| 連絡先 | 農林水産省 TEL : 03-3502-6005 農村振興局農村政策部 FAX : 03-3592-1482 中山間地域振興課 | | |

農林水産省 2 1

| | | | |
|-------------------|--|--------------------------------------|----|
| 施策名 | 中山間地域活性化資金 | 予算額(百万円) | — |
| | | 区分(新規・継続・変更) | 継続 |
| 根拠法令等 | 株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)別表1の第11号及び第13号 | | |
| 概要 | 中山間地域において、農林漁業を総合的に振興して地域の活性化を図るため、地域の農林畜水産物の加工の増進及び流通の合理化、農林漁業資源の総合的利用等を目的とした長期低利の資金を融資。 | | |
| 対象者 | 農林漁業者、その団体及び第3セクターを含む民間事業者 | | |
| 対象事業 | <p>株式会社日本政策金融公庫(以下「公庫」という。)が行う以下の資金の貸付事業が対象。</p> <p>①加工流通施設 新商品の研究開発等を行うのに必要な施設の改良、造成若しくは取得又は新商品の研究開発等を行うための特別の費用の支出若しくは権利の取得に必要な資金</p> <p>②保健機能増進施設 中山間地域内において設置される保健機能増進施設の改良、造成若しくは取得又は中山間地域内において保健機能増進施設を設置するための特別の費用の支出若しくは権利の取得に必要な資金</p> <p>③生活環境施設 中山間地域内における集落道、集会施設、簡易給排水施設その他の農林漁業生産環境施設の改良、造成、復旧又は取得に必要な資金</p> | | |
| 支援内容 | <p>【貸付利率】</p> <p>①2.7億円まで：中小特利(3)－1、2.7億円超：中小特利(2)</p> <p>②2.7億円まで：中小特利(3)－3、2.7億円超：中小特利(2)</p> <p>③農林漁業金利E-1</p> <p>※金利は、貸付時の金融情勢により変動。</p> <p>【償還期間(据置期間を含む)】</p> <p>①及び②：10年越15年以内(据置期間3年以内)、③：25年以内(据置期間8年以内)</p> | | |
| 変更のポイント | — | | |
| 支援手続スケジュール(予定でも可) | 最寄りの日本政策金融公庫の窓口まで、お問い合わせ下さい。 | | |
| 備考 | — | | |
| 連絡先 | 農林水産省 農村振興局農村政策部 中山間地域振興課 | TEL：03-3502-6005 FAX：03-3592-1482 | |

農林水産省 2 2

| | | | |
|-----------------------|--|---|-------|
| 施策名 | 食と地域の交流促進対策交付金 | 予算額(百万円) | 1,703 |
| | | 区分(新規・継続・変更) | 新規 |
| 根拠法令等 | 食料・農業・農村基本法第36条 | | |
| 概要 | 農林漁業者の所得向上と集落の維持・再生を図るため、食をはじめとする豊かな地域資源を活かし、創意工夫に富んだ集落ぐるみの都市農村交流等を促進する多様な取組を支援。 | | |
| 対象者 | <ul style="list-style-type: none"> ○食と地域の交流促進集落活性化対策は集落等 ○食と地域の交流促進支援対策は民間団体 ○都市農業振興整備対策は民間団体、市町村 | | |
| 対象事業 | <p>以下の取組が支援の対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ○食と地域の交流促進集落活性化対策 食をはじめとする豊かな地域資源を活かし、農山漁村を教育、観光などの場として活用する、集落ぐるみの多様な都市農村交流等を促進する取組。 ○食と地域の交流促進支援対策 個々の集落では対応できない専門的・技術的課題を調査研究し、その成果を全国各地域の都市農村交流等の取組拡大につなげる民間団体の取組。 ○都市農業振興整備対策 都市住民の理解を促進しつつ都市農業を振興するために必要な市民農園の整備等の民間団体及び市町村が行う取組。 | | |
| 支援内容 | <ul style="list-style-type: none"> ○食と地域の交流促進集落活性化対策 定額（1地区1年当たり250万円を上限）。事業実施期間は2年以内（ただし、一部取組は1年以内）。 ○食と地域の交流促進支援対策 定額。事業実施期間は1年以内。 ○都市農業振興整備対策 定額（1/2）。事業実施期間は1年以内。 | | |
| 変更のポイント | — | | |
| 支援手続スケジュール (予定でも可) | <p>支援を受ける手順は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 支援を受けようとする者は、農林水産省が行う公募に際し、事業実施提案書を作成し応募する。 ② 農林水産省は、選定審査委員会において事業実施提案書を審査し、採択者には採択通知を、不採択者には不採択通知を送付する。 ③ 採択された者は、交流促進計画を作成するとともに農林水産省に送付し、農林水産省は同計画を審査し承認する。 ④ 同計画の承認を受けた者は、交付金交付申請書を農林水産省に提出し、農林水産省は同申請書を審査し、交付決定を行う。 ⑤ 交付決定を受けた者は、補助事業を実施し、事業完了後、交付金実績報告書を農林水産省に提出する。 ⑥ 農林水産省は、同報告書を審査し交付金の額を確定するとともに、交付金を交付する。 | | |
| 備考 | — | | |
| 連絡先 | 農林水産省 農村振興局都市農村交流課 | TEL : 03-3502-0030 FAX : 03-3502-6340 URL : http://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/kouryu_koufukin.html | |

農林水産省 2 3

| | | | |
|-----------------------|--|--|-------|
| 施策名 | 特定地域振興生産基盤整備事業 | 予算額(百万円) | 6,832 |
| | | 区分(新規・継続・変更) | 新規 |
| 根拠法令等 | 土地改良法第85条、土地改良法施行令第50条 | | |
| 概要 | <p>島しょ地域における産業は、その地理的条件等から農業を始めとする第1次産業が基幹産業となっている。しかしながら、島しょ地域では水源が乏しく、農業は干ばつ被害を受けやすいことから、国営土地改良事業等により水源の整備を実施してきているところ。</p> <p>農業用水を確保し、生産性向上を図るための農業生産基盤の整備は、島しょ地域の農業生産力を支える重要な役割を担うものであり、このため、島しょ地域における生産基盤の整備を機動的かつ効率的に実施。</p> | | |
| 対象者 | 都道府県、事業指定法人 | | |
| 対象事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 沖縄県、奄美群島、離島において実施する以下の事業。 ・ 国営土地改良事業と一体となって行う事業であること（ただし、草地畜産基盤整備事業にあつては受益面積が30ヘクタール以上であること）。 1. 農地整備事業 2. 草地畜産基盤整備事業 3. 水利施設整備事業 4. 農地防災事業 5. 総合事業（1. ～ 4. の事業のうち2以上の事業を総合的に施行する事業） | | |
| 支援内容 | 対象事業の実施に要する経費に充てるため、事業実施主体に対し、それぞれの事業の事業費の50%等の補助金を国から交付する。 | | |
| 変更のポイント | — | | |
| 支援手続スケジュール (予定でも可) | <p>交付を受ける手順は、以下のとおり。</p> <p>①都道府県は、事業の採択を希望する年度の前年度の11月末までに、事業採択申請書等を地方農政局等を経由して農林水産省へ提出。（ただし、平成23年度における事業採択申請書等の提出期限は平成23年8月31日まで）</p> <p>②農林水産省において個別地区を審査の結果、採択の場合は地方農政局長等を経由し、都道府県に採択を通知。</p> | | |
| 備考 | — | | |
| 連絡先 | <p>農林水産省</p> <p>農村振興局 整備部 水資源課</p> <p>水資源利用推進班</p> | <p>TEL : 03-3502-6246</p> <p>FAX : 03-5511-8252</p> <p>URL : http://www.maff.go.jp/j/aid/hozyo/2011/nouson/pdf/28.pdf</p> | |

農林水産省 2 4

| | | | |
|-----------------------|---|---|--------|
| 施策名 | 戦略作物生産拡大関連基盤緊急整備事業 | 予算額(百万円) | 22,000 |
| | | 区分(新規・継続・変更) | 新規 |
| 根拠法令等 | — | | |
| 概要 | <p>意欲ある農業者が安心して新しい営農に取り組めるよう、戸別所得補償制度の本格実施初年度に当たって、麦・大豆等といった戦略作物等の生産拡大の支障となっている排水不良や、施設の老朽化等による用水の不足等に対応するため、暗渠排水、水路の緊急補修、畑地の土層改良等のきめ細やかな整備等を実施。</p> | | |
| 対象者 | 都道府県、市町村、農業者の組織する団体 | | |
| 対象事業 | <p>戦略作物や地域の主要な作物の作付計画が策定されている地域において、農業者戸別所得補償制度の推進や畑作農家の所得向上のために必要であって、下記の工種のいずれかに該当する事業。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 農業用排水施設：農業用排水（防除用水等を含む。）施設の新設、廃止又は変更 2. 暗渠排水：暗渠の新設又は変更 3. 土層改良：客土、混層耕、除礫、心土破碎及び土壌改良 4. 区画整理：農用地の区画形質の変更 5. 農用地の保全：1. ～ 4. 以外の農用地の改良又は保全のために必要な事業 | | |
| 支援内容 | 対象事業の実施に要する経費に充てるため、事業実施主体に対し、それぞれの事業の事業費の50%等の補助金を国から交付する。 | | |
| 変更のポイント | — | | |
| 支援手続スケジュール (予定でも可) | <p>交付を受ける手順は、以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①都道府県は、事業の採択を希望するものは平成23年8月末までに、事業採択申請書等を地方農政局等を経由して農林水産省へ提出。 ②農林水産省において個別地区を審査の結果、採択の場合は地方農政局等を経由し、申請者に採択を通知。 | | |
| 備考 | — | | |
| 連絡先 | 農林水産省 農村振興局 整備部 水資源課 水利資源利用推進班 | TEL : 03-3502-6246 FAX : 03-5511-8252 URL : http://www.maff.go.jp/j/aid/hozyo/2011/nouson/pdf/106.pdf | |

農林水産省 26

| | | | |
|-------------------|--|---|-------------|
| 施策名 | 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金 | 予算額(百万円) | 5,618 (所要額) |
| | | 区分(新規・継続・変更) | 変更 |
| 根拠法令等 | 食料・農業・農村基本法第23条、農地法(第30条等) | | |
| 概要 | 平成22年3月30日に閣議決定した新たな食料・農業・農村基本計画においては、平成32年度における食料自給率目標50%を達成するためには461万haの農地の確保が必要としている。現況農地面積461万ha(平成21年)をベースに過去の農地減少のすう勢を踏まえると、農地転用や耕作放棄地発生抑制を考慮してもなお既に荒廃している耕作放棄地の再生利用が不可欠であり、本対策により農業上重要な地域を中心に荒廃した耕作放棄地の再生利用を図る。 | | |
| 対象者 | 交付先：道府県耕作放棄地対策協議会 ※道府県協議会に造成された基金から、市町村段階で設置される地域耕作放棄地対策協議会を経由し、貸借等により耕作放棄地を再生・利用する者(農業者、農業者組織、農業参入法人等)に交付。(協議会による直接実施も可能) | | |
| 対象事業 | 耕作放棄地を再生・利用するための次の取組を支援 ①再生利用活動 (1)再生作業：障害物除去、深耕、整地、土壌改良(肥料、有機質資材の投入、緑肥作物の栽培等)等 (2)営農定着：営農資機材の調達、導入作物の絞り込み、適性確認等 (3)経営展開：経営相談・指導、実証ほ場の設置・運営、マーケットリサーチ、加工品試作、試験販売等の実践 ②施設等補完整備 ①に附随して行う農業用排水施設、農道、農業体験施設、農業用機械・施設等の整備 | | |
| 支援内容 | 再生利用者が実施する取組内容に応じて、次のとおり交付 ①再生利用活動 (1)再生作業 ・定額支援【5万円/10a】 ・重機を用いて行う等の再生作業の場合【補助率1/2以内(沖縄は2/3以内)】 (2)土壌改良(2年目が必要な場合のみ)【2.5万円/10a(1年間)】 (3)営農定着【2.5万円/10a(1年間)】(「主食用米及び畑作物の所得補償交付金の対象作物」と「米・水田活用の所得補償交付金の交付対象農地」は支援対象外) (4)経営展開【定額】 ②施設等補完整備 ・農業用排水施設、農業用機械・施設等の整備【補助率1/2以内(沖縄は2/3以内)】 ・小規模基盤整備【2.5万円/10a】 | | |
| 変更のポイント | 支援メニューの統合等による手続きの簡素化、都道府県域を超えて行う農地利用調整への支援メニューの追加、戦略作物等の生産を行うことを要件とし所有者による再生作業及び農用地区域外(市街化区域は除く)の農地を支援対象に追加 | | |
| 支援手続スケジュール(予定でも可) | 支援を受ける手順は、以下のとおり。 ①地域協議会又は再生利用者が土地所有者と土地利用調整を行う ②地域協議会が集落単位等個々の地区単位で再生利用実施計画を策定 ③地域協議会が再生利用実施計画を添えて道府県協議会へ交付申請 ④道府県協議会は地域協議会からの交付申請を受けて、造成した基金から必要額を交付 ⑤再生利用者が耕作放棄地を再生・利用する取組を実施(地域協議会から再生利用者への交付は概算払、精算払のどちらでも可能。また地域協議会又はその会員が直接取組を実施することも可能) ⑥取組完了後、再生利用者は実績報告書を整理し地域協議会へ報告 | | |
| 備考 | — | | |
| 連絡先 | 農林水産省 農村振興局整備部農地資源課 遊休農地対策班 | TEL : 03-6744-2195 FAX : 03-3592-0302 URL : http://www.maff.go.jp/j/nousin/tikei/houkiti/index.html | |

農林水産省 27

| | | | |
|-----------------------|---|---|--------|
| 施策名 | 戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業 | 予算額(百万円) | 26,209 |
| | | 区分(新規・継続・変更) | 新規 |
| 根拠法令等 | 土地改良法第85条、土地改良法施行令第50条 | | |
| 概要 | <p>農業者戸別所得補償制度等の生産・経営関係施策の円滑な実施を図るためには、戦略作物（麦、大豆等）や地域振興作物の生産性を向上させる農地や農業用排水施設等の農業生産基盤の整備が重要である。</p> <p>このため、本事業は、効率的な生産が可能なまとまった農地が広がる地域であって戦略作物の生産拡大や耕地利用率の向上等に取り組む地域を対象として、地域のニーズに応じた農業生産基盤の整備を行うことで、生産・経営関係施策と相まって、食料自給率の向上と農業の多面的機能の維持を目指すもの。</p> | | |
| 対象者 | 事業実施主体：都道府県、事業指定法人 | | |
| 対象事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域における農業の振興方向、営農目標、生産基盤整備の内容、営農支援の体制等を定めた営農目標推進整備計画を作成して行う以下の事業。 ・ 国営土地改良事業または水資源機構営事業と一体となって行う事業であること（ただし、草地畜産基盤整備事業にあつては受益面積がおおむね200ヘクタール以上であること）。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 農地整備事業 2. 草地畜産基盤整備事業 3. 水利施設整備事業 4. 農地防災事業 5. 総合事業（1.～4.の事業のうち2以上の事業を総合的に施行する事業） | | |
| 支援内容 | 対象事業の実施に要する経費に充てるため、事業実施主体に対し、それぞれの事業の事業費の50%等の補助金を国から交付する。 | | |
| 変更のポイント | — | | |
| 支援手続スケジュール (予定でも可) | <p>交付を受ける手順は、以下のとおり。</p> <p>① 都道府県は、事業の採択を希望する年度の前年度の11月末日までに、事業採択申請書等を地方農政局等を経由して農林水産省に提出（ただし平成23年度における事業採択申請書等の提出期限は平成23年8月31日まで）</p> <p>② 農林水産省において個別地区を審査の結果、採択の場合は都道府県に採択を通知</p> | | |
| 備考 | — | | |
| 連絡先 | 農林水産省 農村振興局整備部農地資源課 経営体育成基盤整備推進室 経営体育成事業企画班 | TEL : 03-6744-2208 FAX : 03-3592-0302 URL : http://www.maff.go.jp/i/nousin/keiiku/kobetsukiban/kobetsukiban.html | |

農林水産省 28

| | | | |
|-------------------|---|--|-------------------------------------|
| 施策名 | 海岸事業 | 予算額(百万円) | 4,053の内数 |
| | | 区分(新規・継続・変更) | 継続 |
| 根拠法令等 | 海岸法第6条、第27条 | | |
| 概要 | 津波、高潮、波浪等による被害を防止するために必要な海岸保全施設の整備により、国民の生命・財産について所要の安全性を確保。 | | |
| 対象者 | 直轄事業、都道府県・市町村（海岸管理者） | | |
| 対象事業 | ○海岸保全施設整備事業 国民経済上、及び民生安定上重要な地域を高潮、津波、波浪による浸水災害や波浪による海岸の侵食等から未然に防ぐため、海岸保全施設の新設又は改良等を行う事業。 | | |
| 支援内容 | 補助率 2/3等 [直轄事業] 1/2等 [補助事業] | | |
| 変更のポイント | — | | |
| 支援手続スケジュール(予定でも可) | [直轄事業] 国は当該海岸保全施設が国土の保全上特に重要なものであると認められるときは、海岸管理者に代わって自ら当該海岸保全施設の新設、改良又は災害復旧に関する事業を実施する。 [補助事業] 海岸管理者は海岸管理上、海岸保全施設の新設又は保全等の必要が生じた場合は、事業の採択申請を行うことができる。 | | |
| 備考 | — | | |
| 連絡先 | 農林水産省 農村振興局 整備部 防災課 海岸・防災計画班① 水産庁 漁港漁場整備部 防災漁村課 海岸班② | TEL : ①03-6744-2199 ②03-3502-5304 URL : ①http://www.maff.go.jp/j/nousin/bousai/bousai_saigai/b_kaigan/index.html ②http://www.jfa.maff.go.jp/j/gyoko_gyozyo/g_zigyokaigan/index.html | FAX: ①03-3592-1987 ②03-3581-0325 |

農林水産省 29

| 施策名 | 災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業 | 予算額(百万円) | 災害復旧事業費等の内数 |
|---------------------------|---|--|-------------------------------------|
| | | 区分(新規・継続・変更) | 継続 |
| 根拠法令等 | — | | |
| 概要 | 当該年発生洪水、台風等により大規模に海岸に漂着した流木及びゴミ等が、海岸保全施設の機能を阻害することとなる場合に、緊急的にこれらの流木及びゴミ等の処理を実施。 | | |
| 対象者 | 都道府県・市町村（海岸管理者） | | |
| 対象事業 | 海岸に漂着した流木及びゴミ等並びに外国から海岸に漂着したものと思われる流木及びゴミ等の集積・選別・積込・運搬及び焼却等の処分等。 | | |
| 支援内容 | 補助率 1/2 | | |
| 変更のポイント | — | | |
| 支援手続 スケジュール (予定でも可) | 海岸保全区域内、堤防、突堤、護岸、胸壁、離岸堤、砂浜等の海岸保全施設の区域及びこれら施設から1km以内の区域に漂着し、その漂着量が1,000m ³ 以上のものについて、海岸管理者である都道府県及び市町村の申請に基づき事業を実施する。 | | |
| 備考 | — | | |
| 連絡先 | 農林水産省 農村振興局 整備部 防災課 海岸・防災計画班① 水産庁 漁港漁場整備部 防災漁村課 海岸班② | TEL : ①03-6744-2199 ②03-3502-5304 URL : ① http://www.maff.go.jp/j/nousin/bousai/bousai_saigai/b_kaigan/index.html ② http://www.jfa.maff.go.jp/j/gyoko_gyozyo/g_zigyokaigan/index.html | FAX: ①03-3592-1987 ②03-3581-0325 |

農林水産省 30

| | | | |
|-------------------|--|--------------|--------|
| 施策名 | 農山漁村地域整備交付金 | 予算額(百万円) | 31,761 |
| | | 区分(新規・継続・変更) | 変更 |
| 根拠法令等 | 土地改良法第2条第2項、森林法第41条、第193条、海岸法第27条 | | |
| 概要 | 地方公共団体が農山漁村地域のニーズにあった計画を自ら策定し、農業農村、森林、水産各分野における公共事業を自由に選択して行う整備に対して支援。 | | |
| 対象者 | 交付先：都道府県、市町村 実施主体：都道府県、市町村、土地改良区、森林組合、森林整備法人、漁協等 | | |
| 対象事業 | 農業農村分野：農用地整備、農業用排水施設整備等 森林分野：路網整備、機能回復のための森林整備、予防治山等 水産分野：漁港漁場整備、海岸保全施設整備等 効果促進事業 | | |
| 支援内容 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県又は市町村は、農山漁村地域整備の目標等を記載した農山漁村地域整備計画を策定し、これに基づき事業を実施。 ○ 以下の事業を総合的に実施できる。 <ul style="list-style-type: none"> ①農業農村分野：農用地整備、農業用排水施設整備等 ②森林分野：路網整備、機能回復のための森林整備、予防治山等 ③水産分野：漁港漁場整備、海岸保全施設整備等 ④効果促進事業 <p>農山漁村地域整備計画の目標を達成するため、上記事業①～③と一体となって事業効果を高めるために必要な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国から都道府県に交付金を交付[※]し、都道府県は自らの裁量により地区毎に配分可能。また、都道府県の裁量で地区間の融通、施設間の融通が可能。（※水産分野の一部事業については、市町村への直接交付も可能。） | | |
| 変更のポイント | 平成22年度に実施していた本交付金のメニューのうち、地域の主体的な判断に委ねることが適当と考えられるものは地域自主戦略交付金に移行。 | | |
| 支援手続スケジュール(予定でも可) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方の事業ニーズに基づいた農山漁村地域整備計画に基づき、国は予算の範囲内で都道府県に交付金を交付。 ○ 都道府県は自らの裁量により個別地区に交付金を交付。 | | |
| 備考 | — | | |
| 連絡先 | <p>農林水産省 TEL：03-6744-2200</p> <p>農村振興局整備部農村整備官 FAX：03-3501-8358</p> | | |

農林水産省 3 1

| | | | |
|-------------------|---|---|--------|
| 施策名 | 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 | 予算額(百万円) | 18,357 |
| | | 区分(新規・継続・変更) | 変更 |
| 根拠法令等 | 農山漁村活性化法第6条第2項 | | |
| 概要 | 地方公共団体が地域の自主性と創意工夫により、定住者や滞在者の増加などを通じた農山漁村の活性化を図る計画を作成し、国は、その実現に必要な施設整備を中心とした総合的取組を交付金により支援。 | | |
| 対象者 | 交付先：都道府県、市町村 事業実施主体：都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合、水産業協同組合、森林組合、NPO法人、農林漁業者等の組織する団体 など | | |
| 対象事業 | ① 定住等の促進に資する農林漁業の振興を図るための生産基盤及び施設の整備 (基盤整備、生産機械施設、処理加工・集出荷貯蔵施設、新規就業者技術習得管理施設) ② 定住等を促進するための集落における排水処理施設その他の生活環境施設の整備 (簡易給排水施設、防災安全施設、農山漁村定住促進施設) ③ 農林漁業の体験のための施設その他の地域間交流の拠点となる施設の整備 (地域資源活用総合交流促進施設、農林漁業体験施設、自然環境等活用交流学习施設) ④ その他農林水産省令で定める事業 (遊休農地解消支援、自然・資源活用施設) ⑤ ①から④の事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務 (創意工夫発揮事業(地域が提案する事業)) | | |
| 支援内容 | 交付率：定額 ただし、国における交付限度額算定のための交付率は、定額、1/2、2/3、5.5/10、4.5/10、4/10、1/3、3/10(沖縄県 1/2、2/3、8/10)(奄美 1/2、6/10、5.2/10)以内 | | |
| 変更のポイント | 生産施設等一部事業メニューについて、経営体(農業生産法人や農事組合法人)の主体的な経営判断による取組を促進するため、融資主体型支援の仕組みを導入。 | | |
| 支援手続スケジュール(予定でも可) | 交付金を受ける手順は、以下のとおり。 ① 都道府県又は市町村が単独で又は共同して活性化計画を策定し、農林水産省に提出。 ② 農林水産省が交付対象計画を決定の上、予算を割当。 ③ 都道府県又は市町村が農林水産省に交付金の交付を申請。 ④ 農林水産省から交付金を支給。 ※活性化計画の提出は初年度のみ。その後は、毎年度2月15日までに交付金年度別事業実施計画書を提出。 | | |
| 備考 | 計画策定主体(都道府県又は市町村)は、計画目標年度の翌年度に事後評価を行い、その結果については学識経験者等第三者の意見を聞いた上で公表する必要あり。 | | |
| 連絡先 | 農林水産省 農村振興局整備部農村整備官 | TEL : 03-3501-0814 FAX : 03-3501-8358 URL : http://www.maff.go.jp/j/kasseika/k_project/index.html | |

農林水産省 3 2

| | | | |
|-------------------|---|--|-----|
| 施策名 | 小水力等農業水利施設利活用促進事業 | 予算額(百万円) | 990 |
| | | 区分(新規・継続・変更) | 新規 |
| 根拠法令等 | — | | |
| 概要 | 農業水利施設の適切な機能発揮を図るとともに、温室効果ガスの排出量削減等をあわせ行うことにより、農村地域の新たな価値の創出や活性化を図るため、農村地域に豊富に賦存する小水力等の利活用を支援。 | | |
| 対象者 | <p>1. 小水力等農業水利施設利活用支援事業 事業実施主体：地方公共団体、農業者の組織する団体等</p> <p>2. 小水力等農業水利施設利活用実証支援事業 事業実施主体：地域協議会、民間団体等</p> | | |
| 対象事業 | <p>1. 小水力等農業水利施設利活用支援事業 小水力等の利活用の促進による農業水利施設の維持管理費節減のため、小水力等利活用施設の導入可能性の検討、調査設計、関係法令等に係る協議、事業効果の算定等の取組を支援。</p> <p>2. 小水力等農業水利施設利活用実証支援事業 小水力等の一層の利活用を促進するため、低コスト小水力発電施設の導入等に向けた実証試験や集落排水資源の利活用推進に係るモデル実証等の取組を支援。</p> | | |
| 支援内容 | 補助率：定額、1 / 2 | | |
| 変更のポイント | — | | |
| 支援手続スケジュール(予定でも可) | <p>事業申請の手順等は、以下のとおり。</p> <p>1. 小水力等農業水利施設利活用支援事業 事業実施主体は、事業申請書を作成し、地方農政局長等に提出（事業実施主体が都道府県又は市町村以外の場合、①事業実施主体は、都道府県知事又は市町村長に事業申請書を提出し、②提出のあった都道府県知事又は市町村長は、地方農政局長等に事業申請書を提出）</p> <p>2. 小水力等農業水利施設利活用実証支援事業 対象となる事業実施主体は公募により決定。（公募：平成23年5月～6月を予定）</p> | | |
| 備考 | — | | |
| 連絡先 | 農林水産省 農村振興局整備部農村整備官 | TEL：03-6744-2209 FAX：03-3501-8358 URL： | |

農林水産省 3 3

| | | | |
|-----------------------|---|--|-------|
| 施 策 名 | 新たな農林水産政策を推進する 実用技術開発事業 | 予算額(百万円) | 5,151 |
| | | 区分(新規・継続・変更) | 変更 |
| 根拠法令等 | — | | |
| 概 要 | <p>本事業は、「食料・農業・農村基本計画」（平成22年3月30日閣議決定）等に位置づけられている</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「自給率の向上」（食料自給率目標平成32年度までに50%、飼料自給率目標平成32年度までに38%、木材自給率目標平成32年度までに50%、水産物自給率目標平成29年度までに65%） ○「農業・農村の6次産業化」（6兆円規模の新産業を農山漁村地域に創出） ○「地球温暖化対策の強化」（温室効果ガス排出量2020年までに1990年比で25%削減） <p>等の政策目標の達成に資するため、産学官が研究能力を結集し、幅広い分野の技術シーズを活用することにより、農林水産・食品産業における生産及びこれに関連する流通、加工等の現場の技術的課題の早急な解決を図る実用段階の技術開発を、提案公募方式により推進。</p> | | |
| 対 象 者 | <p>下記のセクターのうち、2つ以上のセクターの研究機関等から構成される共同研究グループ</p> <p>セクターⅠ：都道府県、市町村、公立試験研究機関及び地方独立行政法人 セクターⅡ：大学及び大学共同利用期間 セクターⅢ：独立行政法人、特殊法人及び認可法人 セクターⅣ：民間企業、公益法人、NPO法人、協同組合及び農林漁業者</p> <p>また、研究グループに「普及支援組織」として、都道府県普及指導センター、民間企業、協同組合等の参画が必須。</p> | | |
| 対象事業 | <p>次に示す2つの研究区分において事業を推進。</p> <p>①研究成果実用型研究 本研究区分においては、以下の研究課題を対象として実施。 （i）農林水産省が推進する技術（農業新技術200Xに掲載されている技術）を生産現場へ定着させるための追加的な研究やこれらの技術を組み込んだ生産体系を構築するための研究課題 （ii）農林水産省等が実施した基礎・応用分野研究（イノベーション創出基礎的研究推進事業及び農林水産省委託プロジェクト研究）の成果を基に、実用化に結びつける研究課題</p> <p>②現場ニーズ対応型研究 本研究区分においては、農林水産・食品産業の現場の多様なニーズに対応した実用技術の開発を推進するために、現場の課題解決を早急を図る必要性が高い研究課題を対象として実施。 なお、本研究区分においては、「研究連携協定」を締結する取組を推進する観点から、「研究連携協定」に基づく研究課題については、研究費等で配慮。 また、年度途中で災害等の不測の事態が発生し、緊急に対応を要する研究課題についても本研究区分で対応。</p> | | |
| 支援内容 | <p>①研究成果実用型研究 研究期間：3年以内、研究費：5千万円以内/年間 ②現場ニーズ対応型研究 研究期間：3年以内、研究費：3千万円以内/年間 ただし、「研究連携協定」に基づく研究課題については、研究期間：3年以内、研究費：5千万円以内/年間 また、「災害等の不測の事態」に対応した研究課題については、研究期間：災害等発生年度内、研究費：原則1千万円以内/年間</p> | | |
| 変更のポイント | <ul style="list-style-type: none"> ○ 農林水産省が実施した基礎・応用研究の成果等を基に実用化研究を推進する「研究成果実用型研究」を新設 ○ 平成22年度までの研究区分は、現場のニーズに確実に対応し、その課題の解決に資する実用化研究を推進する「現場ニーズ対応型研究」に再編 ○ 早急に普及・実用化を図る観点から、研究実施期間を3年以内に限定 ○ 研究成果の着実な普及を目指すため、共同研究グループに普及支援組織の参画を必須要件化 | | |
| 支援手続スケジュール (予定でも可) | <p>○研究課題の選定スケジュール</p> <p>平成23年1月6日～2月18日 応募受付期間 ～3月下旬 1次（書面）審査(※1) ～4月中下旬 2次（ヒアリング）審査(※2) 5月中旬 採択課題の決定・公表 6月下旬 委託の実施（研究開始）</p> <p>※1 科学的観点及び行政的観点から、外部専門家等による書面審査を実施し、2次（ヒアリング）審査の対象課題を選考 ※2 技術・普及・実用化的観点、国民的・社会的観点及び地域貢献的観点から、外部専門家等からなる評価会において、ヒアリングを実施</p> | | |
| 備 考 | — | | |
| 連絡先 | 農林水産省技術会議事務局 研究推進課産学連携室 | TEL：03-3502-5530 FAX：03-3593-2209 URL： http://www.s.affrc.go.jp/docs/research_fund/2011/sinki_koubou_2011.htm | |

農林水産省 3 4

| | | | |
|-------------------|--|---|-----|
| 施策名 | 地域における産学連携支援事業 | 予算額(百万円) | 180 |
| | | 区分(新規・継続・変更) | 継続 |
| 根拠法令等 | | | |
| 概要 | <p>農林水産・食品産業分野の高度な専門知識を有するコーディネーターを全国に配置し、地域における産学連携活動を一体的に支援。 また、同分野での産学連携を支援する人材を育成し、農林水産・食品産業分野において産学が連携した研究開発を推進。 これらを通じ、農林水産・食品産業分野における共同研究の参画機関を増加させ、新産業を創出、農林水産・食品産業分野の産業規模を拡大。</p> | | |
| 対象者 | <p>交付先：民間事業者 ※ 民間事業者が、地域において民間企業、大学、公立試験研究機関等を対象とする産学連携活動を一体的に支援。</p> | | |
| 対象事業 | <p>1 地域産学連携支援事業 農林水産・食品産業分野において、産学が連携して実施する研究開発を推進するため、同分野の高度な専門性を有するコーディネーターを全国各地に配置するとともに、事業化可能性調査や技術交流展示会を実施し、産学連携活動を一体的に支援。</p> <p>2 産学連携人材育成支援事業 農林水産・食品産業分野において、産学が連携して実施する研究開発を推進するため、農林水産・食品産業分野における産学連携を支援する人材育成を全国で実施。</p> | | |
| 支援内容 | <p>1 地域産学連携支援事業 農林水産・食品産業分野において、異分野を含む民間企業、大学、公立試験研究機関及び研究独法等が連携して実施する研究計画の作成を促し、その参画機関を増やすため、以下の業務を実施。 (1) 共同研究形成促進業務 ア 研究機関の技術シーズの発掘、生産者や企業等の研究ニーズの収集 イ 研究者や企業等の関係者間のマッチング支援、共同研究への参画機関の紹介、共同研究の計画策定支援 ウ 外部資金の取得支援 エ 知財マネジメント支援 (研究計画立案時の知財関係の相談対応、先行特許調査など) オ 産学連携に係る各種支援制度や支援機関の紹介 カ 産学連携に関する地域内の体制整備 (2) 産学連携促進支援業務 技術交流展示会やセミナーの開催等の各種支援業務を実施。</p> <p>2 産学連携人材育成支援事業 農林水産・食品産業分野において、異分野を含む民間企業、大学、公立試験研究機関及び研究独法等が連携して実施する研究開発を支援する人材の育成を行う。</p> | | |
| 変更のポイント | — | | |
| 支援手続スケジュール(予定でも可) | <p>4月以降、農林水産・食品産業分野の研究に関わる専門家をコーディネーターとして全国に駐在させ、研究シーズの発掘や共同研究グループの形成等の支援を実施。また、事業化可能性調査、技術交流展示会やセミナーを開催(受託者が実施)。 (以下予定) 人材育成研修の実施(受託者が実施)</p> | | |
| 備考 | — | | |
| 連絡先 | <p>農林水産省 農林水産技術会議事務局 研究推進課 産学連携室</p> | <p>TEL : 03-3502-5530 FAX : 03-3593-2209 URL : http://www.s.affrc.go.jp/docs/sangakukan.htm http://www.agri-renkei.jp</p> | |

農林水産省 35

| | | | |
|-------------------|--|---|-----|
| 施策名 | 地域活性化のためのバイオマス利用技術の開発 | 予算額(百万円) | 940 |
| | | 区分(新規・継続・変更) | 継続 |
| 根拠法令等 | バイオマス活用推進基本計画(平成22年12月閣議決定) | | |
| 概要 | 国産バイオマス・エネルギーの利用促進を図り、地域の活性化に貢献するため、食料供給と両立する低コスト・高効率なバイオマス利用技術を開発。 | | |
| 対象者 | 民間団体等 | | |
| 対象事業 | <p>次に掲げるバイオマス利用技術の開発に係る研究を、国からの委託により推進する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 低コスト・高効率なバイオ燃料生産技術の開発 稲わら、資源作物、木質バイオマスから、低コスト・高効率にバイオ燃料を生産する革新的な技術を開発。 また、安価なバイオ燃料用原料の調達を可能とする収集技術、作物育成・栽培技術を開発。 革新的なCO₂高吸収バイオマスの利用技術の開発 CO₂を効率よく吸収・固定し、エネルギー等に変換することが期待できる藻類等バイオマスの利用技術を開発。 バイオマスマテリアル製造技術の開発 木質等未利用資源の利用拡大を図るため、石油化学製品に代替するバイオマスマテリアルの製造技術を開発。 バイオマス利用モデルの構築・実証・評価 バイオマスのエネルギー利用を中心としたバイオマス地域循環利用モデルの構築及びLCA分析を行う。 | | |
| 支援内容 | <p>委託経費として計上できる経費は、次のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 直接経費：研究の遂行及び研究成果の取りまとめに直接必要とする経費 <ol style="list-style-type: none"> 人件費 研究・開発に直接従事する研究開発責任者、研究員等の人件費 謝金 出席謝金及び講演、原稿の執筆等に対する謝金 旅費 国内外へ出張に係る経費 試験研究費 <ul style="list-style-type: none"> 機械・備品費 取得価格が3万円以上の物品 消耗品費 機械・備品費に該当しない物品 印刷製本費 報告書、資料等の印刷、製本に係る経費 借料及び損料 物品等の借料及び損料 光熱水料 研究施設等の電気、ガス及び水道料 燃料費 研究施設等の燃料(灯油、重油等)費 会議費 委員会等の開催に係る会議費 賃金 研究に従事する研究補助者等に係る賃金 雑役務費 物品の加工・試作、単純な分析等の外注費等 その他必要に応じて計上可能な経費 外国人招へい旅費・滞在費、特許出願経費等。 一般管理費 試験研究費の15%以内 消費税等相当額 | | |
| 変更のポイント | — | | |
| 支援手続スケジュール(予定でも可) | <p>4月 農林水産省と受託者との委託契約手続き 4月～ (委託契約後) 研究の実施</p> | | |
| 備考 | — | | |
| 連絡先 | 農林水産省 農林水産技術会議事務局 研究開発官(環境G) | TEL : 03-3502-0536 FAX : 03-3593-7227 URL : http://www.maff.go.jp/j/budget/2011/pdf/b44.pdf | |

農林水産省 36

| | | | |
|-------------------|--|---|-------|
| 施策名 | 「緑の雇用」現場技能者育成対策事業 | 予算額(百万円) | 5,530 |
| | | 区分(新規・継続・変更) | 新規 |
| 根拠法令等 | 森林・林業基本法第21条 | | |
| 概要 | 人工林資源を有効活用し、国産材の安定供給に必要な間伐や道づくり等を効率的に行える現場技能者を段階的かつ体系的に育成するため、国が、公募により選定される事業実施主体を通じて林業事業主に対し、研修等に必要な経費を助成。 | | |
| 対象者 | 「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき、都道府県知事から認定を受けた事業主(認定事業主)等 | | |
| 対象事業 | <p>1. 新規就業者の確保・育成・キャリアアップ 就業希望者を雇用して行う以下の研修等に必要な経費を支援</p> <p>① 林業への新規就業者の確保に向けた就業体験やガイダンス、作業実態等の理解を図るためのトライアル雇用</p> <p>② 林業経験のない方が基本的な技術を習得するための3年間のOJT研修等</p> <p>③ 現場管理責任者等に必要な知識・技術の習得するためのキャリアアップ研修</p> <p>2. 森林作業道作設オペレーターの育成 丈夫で簡易な森林作業道を作設するオペレーターを育成するための研修の実施に必要な経費を支援</p> | | |
| 支援内容 | <p>1. 新規就業者の確保・育成・キャリアアップ 研修生1人当たり9万円/月等を助成(上記①のトライアル雇用は3ヶ月、②のOJT研修は1年目8ヶ月、2,3年目6ヶ月を上限)</p> <p>2. 森林作業道作設オペレーターの育成 研修の実施に必要な経費を助成(定額)</p> | | |
| 変更のポイント | - | | |
| 支援手続スケジュール(予定でも可) | <p>支援を受ける手順は、以下のとおり。</p> <p>①認定事業主等が、研修計画を作成し、事業実施主体に提出。</p> <p>②事業実施主体は、研修計画を審査し、妥当な場合に承認。</p> <p>③認定事業主等は、承認された研修計画に沿って、研修を実施し、その結果を事業実施主体に報告。</p> <p>④事業実施主体は、実績報告に基づき、認定事業主等に対し、助成金を交付。</p> | | |
| 備考 | - | | |
| 連絡先 | 林野庁林政部経営課 林業労働対策室 | TEL : 03-3502-1629 FAX : 03-3502-1649 URL : http://www.rinya.maff.go.jp/j/routai/koyou/index.html | |

農林水産省 37

| | | | |
|-----------------------|---|---|-----|
| 施策名 | がんばれ！地域林業サポート事業 | 予算額(百万円) | 111 |
| | | 区分(新規・継続・変更) | 継続 |
| 根拠法令等 | 森林・林業基本法 | | |
| 概要 | 路網と高性能林業機械の組合せによる低コスト作業システムの普及・定着を図るため、高性能林業機械のリースによる導入を支援。 | | |
| 対象者 | 林業事業者 | | |
| 対象事業 | 低コスト作業システムの普及・定着の促進 導入手段の多様化と入手コストの軽減等（特に初期投資の軽減と経理の簡素化）を通じた林業事業者の育成とその生産性の向上を図るため、高性能林業機械等のリースによる導入等を支援 | | |
| 支援内容 | 定額 | | |
| 変更のポイント | — | | |
| 支援手続スケジュール (予定でも可) | 支援を受ける手順は、以下のとおり。 ① リース料の助成を希望する者が全国木材協同組合連合会（都道府県木材共同組合連合会を經由）に申請。 ② 全国木材協同組合連合会が審査、助成を決定。 | | |
| 備考 | — | | |
| 連絡先 | 林野庁林政部経営課 | TEL : 03-3502-8055 FAX : 03-3502-1649 URL : http://www.rinya.maff.go.jp/j/rinsei/hojojigyuu/pdf/23c034.pdf | |

農林水産省 38

| | | | |
|-------------------|---|---|-------|
| 施策名 | 森林・林業・木材産業づくり交付金 | 予算額(百万円) | 1,610 |
| | | 区分(新規・継続・変更) | 変更 |
| 根拠法令等 | 森林・林業基本法 | | |
| 概要 | 地域の自主性・裁量を尊重しつつ、森林の有する多面的機能の発揮、林業の持続的かつ健全な発展並びに林産物の供給及び利用の確保に資する施策を総合的かつ計画的に推進。 | | |
| 対象者 | 都道府県、市町村、森林組合、林業者等の組織する団体等 | | |
| 対象事業 | <p>(ハード事業)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 森林整備の推進 森林整備を効率的かつ円滑に実施するために必要な施設等の整備を支援 2. 森林の多様な利用・緑化の推進 森林環境教育など継続的な体験活動の場、知識から技術まで林業体験学習の場となる森林・施設の整備を支援 3. 花粉発生源対策の推進 花粉症対策苗木の生産を目的としたミニチュア採種園等の造成・改良等による花粉発生源対策を計画的に推進 4. 望ましい林業構造の確立 林業再生の担い手の育成や林業生産コストの低減を図るため、高性能林業機械等施業の集約化に必要な施設の整備を支援 5. 特用林産の振興 生産基盤の高度化、作業の効率化等に資する施設整備を実施するとともに、未利用竹林の整備を緊急に実施 6. 木材利用及び木材産業体制の整備推進 地域材利用量や生産性等の目標が都道府県の目標を上回る木材処理加工施設等の整備による木材産業の構造改革を推進するとともに、地域材を利用した公共建築物等の整備等の支援や木質バイオマスの利用を推進 7. 市町村直接交付モデル整備 川上・川下の連携強化による木材の安定供給及び間伐の推進等を図るとともに、地域のニーズに機動的に対応するため、上記の1～6のメニューを対象に、国から市町村に直接交付 <p>(ソフト事業)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 山地防災情報の周知 行政と住民との防災に関する情報共有体制の整備、住民等が行う危険箇所の巡視などの協働活動、大規模な山地災害の発生時における都道府県間の協力体制の整備等により地域の防災体制を強化 2. 森林資源の保護 森林病害虫や野生鳥獣の被害が発生しにくい森林環境の整備・保全、林野火災防止意識の啓発、森林保全推進員の養成、安定的な苗木の供給等による森林資源の保護を推進 3. 林業担い手等の育成確保 林業事業体の育成及び林業就業者の確保・育成の支援と林業労働災害防止のための研修等の実施 | | |
| 支援内容 | 定額(1/2、4/10等) | | |
| 変更のポイント | 地域材を利用し、設計上の工夫や木材調達を通じた低コストで合理的な木造公共建築物の施設整備や地域材の安定的な供給を目的とした木材加工流通施設の整備等に係るメニューの新設・拡充を行うとともに、補助から融資への転換を図り、森林・林業・木材産業を総合的に支援。 | | |
| 支援手続スケジュール(予定でも可) | <p>支援を受ける手順は、以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 地方公共団体、森林組合、林業事業者等が都道府県に事業申請。 ② 都道府県が事業計画を策定し、農林水産省に申請。 ③ 農林水産省が都道府県ごとに交付金額を提示。 ④ 都道府県が交付金額をもとに事業実施箇所を決定し、事業実施。 | | |
| 備考 | — | | |
| 連絡先 | 林野庁林政部経営課 | TEL : 03-3502-8055 FAX : 03-3502-1649 URL : http://www.rinya.maff.go.jp/j/rinsei/hojojigyuu/pdf/23c049.pdf | |

農林水産省 39

| | | | |
|-------------------|---|---|--|
| 施策名 | 地域材供給倍増事業 | 予算額(百万円) | 856の内数 |
| | | 区分(新規・継続・変更) | 新規 |
| 根拠法令等 | 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律 第3条 バイオマス活用推進基本法 第23条及び第26条 | | |
| 概要 | 「10年後の木材自給率50%以上」という目標を達成し、木材の利用拡大による森林の適切な整備や地球温暖化防止への貢献を実現するためには、「公共建築物等木材利用促進法」の推進により住宅のみに依存しない需要構造を作るとともに、ニーズに合った地域材を最大限活用するための安定供給の推進や、木質バイオマスを含めた地域材の利用促進のための実需を拡大させる必要がある。このため、本事業では、木材産業活性化への支援や木造公共建築物等への地域材利用、地域材の差別化・信頼性向上による実需拡大のための取組を行う。 | | |
| 対象者 | 交付先：民間団体、都道府県協議会 (対象事業の2. ①については民間団体が地方公共団体や民間事業者等を公募により選定し、技術支援や利子助成を実施。) | | |
| 対象事業 | <p>1. 水平連携等木材産業活性化のための支援</p> <p>① 木材産業等連携支援事業</p> <p>② 地域型住宅づくり支援事業</p> <p>2. 木造公共建築物等への地域材利用による実需拡大</p> <p>① 木造公共建築物の整備に係る設計段階からの技術支援及び木造公共建築物・木質バイオマス活用施設の整備資金等の借入に係る利子助成</p> <p>② 木材利用効果の研究推進</p> <p>③ 地域材製品利用モデルの推進</p> <p>④ 木育の実践手法の開発</p> <p>⑤ 木造住宅・木造公共建築物等の構造部材等仕様作成支援事業</p> <p>⑥ 木のまち・木のいえづくり担い手育成事業</p> <p>⑦ 木のまち・木のいえづくりに向けた体制の構築</p> <p>3. 地域材の差別化・信頼性向上による実需拡大</p> <p>① 木材のトレーサビリティ制度(合法性、伐採地等の表示)に係る実証</p> <p>② 木材の合法性証明の信頼性向上及び企業等を対象とした合法木材の普及</p> <p>③ 環境貢献度表示の体制整備・実証促進・算定支援</p> <p>④ 木質バイオマス利用に係る環境影響評価調査等支援</p> | | |
| 支援内容 | 定額 | | |
| 変更のポイント | — | | |
| 支援手続スケジュール(予定でも可) | <p>2. ①以外の事業については公募により3月に事業実施主体を決定(または非公募)。</p> <p>2. ①の事業について支援を受ける手続きの流れは以下の通り。</p> <p>(1) 木造公共建築物を整備する地方公共団体や民間事業者等が民間団体(事業実施主体)に対し申請。</p> <p>(2) 民間団体(事業実施主体)が審査、採択。</p> <p>(3) 民間団体(事業実施主体)が地方公共団体や民間事業者等に対し技術支援や利子助成を実施。</p> | | |
| 備考 | — | | |
| 連絡先 | 林野庁林政部木材利用課 木材産業課 | TEL : 03-6744-2296 TEL : 03-6744-2295 URL : http://www.rinya.maff.go.jp/j/rinsei/hojojigyou/pdf/23c045.pdf | FAX : 03-3502-0305 FAX : 03-3591-6319 |

農林水産省 40

| | | | |
|-------------------|--|---|---------|
| 施策名 | 森林吸収源対策の着実な推進 (森林整備事業・治山事業) | 予算額(百万円) | 179,042 |
| | | 区分(新規・継続・変更) | 変更 |
| 根拠法令等 | 森林法第41条・193条、地すべり等防止法第7条、第10条 | | |
| 概要 | 集約化して計画的な森林整備を行う者を対象とした搬出間伐等の森林施業とこれと一体となった丈夫で簡易な道を主体とした路網整備を支援するとともに、国土保全上重要な水源地域等において、自然災害等により機能が低下した保安林の整備等を実施。これらにより、京都議定書第一約束期間における森林吸収目標1,300万炭素トンの達成に向けた取組を着実に推進。 | | |
| 対象者 | (森林整備事業) 国、都道府県、市町村、森林組合等 (治山事業) 国、都道府県 | | |
| 対象事業 | <p>○ 森林の有する多面的機能を発揮するための、地方公共団体や森林所有者等が行う植付け、下刈り、間伐といった森林の整備や、間伐等の実施に必要な路網の整備。</p> <p>○ 大雨や地震などによる山崩れの復旧等のために行う治山施設の整備や機能が低下した保安林等の整備。</p> | | |
| 支援内容 | ○ 上記対象事業を実施する者を支援(補助率1/2、2/3、3/10等)。 | | |
| 変更のポイント | ○ 集約化し計画的に搬出間伐を行う者へ支援を行う直接支払制度の導入や、丈夫で簡易な林業専用道の整備の推進等。 | | |
| 支援手続スケジュール(予定でも可) | 事業を実施しようとする者は、事業計画を作成し、補助金の交付を申請。 | | |
| 備考 | — | | |
| 連絡先 | 農林水産省(林野庁) 森林整備部計画課 | TEL : 03-3501-3842 FAX : 03-3593-9565 URL : http://www.rinva.maff.go.jp/i/rinsei/hoiojigyou/23koukyo.html | |

農林水産省 4 1

| | | | |
|-----------------------|--|---|--------|
| 施策名 | 治山事業 | 予算額(百万円) | 60,845 |
| | | 区分(新規・継続・変更) | 変更 |
| 根拠法令等 | 森林法第41条、地すべり等防止法第7条、第10条 | | |
| 概要 | 森林の保水、山崩れ防止機能を発揮させ安全・安心を確保するため、荒廃地を復旧し、森林を再生する事業であり、国又は都道府県が森林の保全を図る施設の整備や森林の造成等を実施。 | | |
| 対象者 | 国、都道府県 | | |
| 対象事業 | 大雨や地震などによる山崩れの復旧等のために行う治山施設の整備や機能の低下した保安林等の整備 | | |
| 支援内容 | ○上記対象事業の取組を実施する都道府県を支援（補助率1／2、2／3等） | | |
| 変更のポイント | ①緊要度が高い箇所における重点的な災害復旧対策の推進 ②重要な水源地域に重点化した保安林の整備の推進 | | |
| 支援手続スケジュール (予定でも可) | 事業を実施しようとする都道府県は、事業計画を作成し、補助金の交付を申請 | | |
| 備考 | — | | |
| 連絡先 | 林野庁森林整備部治山課 | TEL : 03-6744-2308 FAX : 03-3502-2104 URL : http://www.rinya.maff.go.jp/j/rinsei/yosankesan/23kettei.html | |

農林水産省 4 2

| | | | |
|-------------------|--|---|--------------|
| 施策名 | 有害生物漁業被害防止総合対策事業 | 予算額(百万円) | 722 |
| | | 区分(新規・継続・変更) | 継続 |
| 根拠法令等 | 閣議決定 | | |
| 概要 | 近年、広域的かつ大規模に出現し、大きな漁業被害をもたらしている大型クラゲ等の有害生物について、混獲や破損を回避するための改良漁具の導入促進、駆除、陸上処理、日中韓による大型クラゲ国際共同調査等を総合的に支援。 | | |
| 対象者 | 民間団体等 | | |
| 対象事業 | <p>(1) 大型クラゲ国際共同調査事業 日中韓の国際的枠組みの下で、東シナ海及び黄海における大型クラゲのモニタリング調査、出現予測シミュレーション技術の精度向上のための技術開発、科学情報の共有等を行うことを支援する。</p> <p>(2) 有害生物出現調査及び情報提供事業 我が国近海域における大型クラゲ等の有害生物の出現状況を把握するとともに、これらの有害生物の出現情報や出現予測情報を漁業関係者に提供することを支援する。</p> <p>(3) 改良漁具等の導入促進事業 漁連、漁協及び漁業生産組合等が行う大型クラゲ等の有害生物の混獲及びこれらの有害生物による漁具の破損を回避するための改良漁具等の導入に要する経費を助成する。</p> <p>(4) 有害生物駆除事業 漁連、漁協及び漁業生産組合等が行う大型クラゲ等の有害生物の駆除に要する経費を助成する。</p> <p>(5) 有害生物陸上処理事業 漁連、漁協及び漁業生産組合等が行う陸揚げされた大型クラゲ等の有害生物の処理及び有効利用に要する経費を助成する。</p> <p>(6) 有害生物被害軽減実証事業 トドについて、効果的な追い払い手法の実証試験、効果的な忌避手法の開発、出現実態や生態の把握を行うことを支援する。</p> | | |
| 支援内容 | <p>(1) 大型クラゲ国際共同調査事業：定額</p> <p>(2) 有害生物出現調査及び情報提供事業：定額</p> <p>(3) 改良漁具等の導入促進事業：1/2</p> <p>(4) 有害生物駆除事業：定額</p> <p>(5) 有害生物陸上処理事業：定額・1/2</p> <p>(6) 有害生物被害軽減実証事業：定額</p> | | |
| 変更のポイント | — | | |
| 支援手続スケジュール(予定でも可) | <p>(1) 公募により事業実施主体を選定し、東シナ海等の大型クラゲ発生時期より実施する調査を支援。</p> <p>(2)～(6) 公募により事業実施主体を選定し、(2)～(6)の事業全体として有害生物対策基金を事業実施主体に造成。同基金より、漁業協同組合連合会等を通じ、漁業協同組合等の各事業に取り組む者に対し支援を行う。</p> | | |
| 備考 | — | | |
| 連絡先 | 水産庁 増殖推進部漁場資源課 | TEL : 03-6744-2380 FAX : 03-3502-1682 URL : http://www.maff.go.jp/j/budget/2011/pdf/b63.pdf | 03-3502-8487 |

農林水産省 4 3

| | | | |
|-----------------------|--|--|----|
| 施策名 | 漁村地域力向上事業 | 予算額(百万円) | 55 |
| | | 区分(新規・継続・変更) | 継続 |
| 根拠法令等 | — | | |
| 概要 | <p>地域資源を活用した新たな産業構造の形成、都市と漁村の共生・対流の推進及びUJIターンの推進などをテーマに、地域の意欲的で先導的な取組を公募・支援。併せて、取組成果の全国への普及、人材の育成、定住・二地域居住の促進のための新たな手法の検討及び子供の漁村での宿泊体験活動を推進するためのガイドラインの作成など、地域の挑戦を可能とする環境整備を実施。</p> | | |
| 対象者 | <p>委託事業：民間団体、補助事業：市町村、水産業協同組合、民間企業等で構成される任意団体（市町村と水産業協同組合の参加が必須）</p> | | |
| 対象事業 | <p>(1) 活力ある漁村づくり促進事業（委託事業） 企画提案書の審査、採択された取組への指導・助言、成功条件等の分析・整理、地域リーダー等の人材育成、漁村づくりに必要な情報の整備・普及等漁村づくりへの協力・支援を行うとともに、子どもたちの漁村受入の環境整備、地域資源の開拓等漁村地域力の向上方策の検討を行う。</p> <p>(2) 活力ある漁村づくりモデル育成事業（補助事業） 地域の特性を活かした活力ある漁村づくりを進めるため、提案公募により先進的な地域ぐるみの取組を選定し、その活動に対する支援を行う。</p> | | |
| 支援内容 | <p>(1) 委託 (2) 1/2 以内。過疎地域においてUJIターン等の取組を行う場合は、定額</p> | | |
| 変更のポイント | — | | |
| 支援手続スケジュール (予定でも可) | <p>補助を受ける手順は、以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 事業実施主体は課題提案書を水産庁に提出（公募）。 ② 水産庁が課題提案書を採択。 ③ 採択された事業実施主体は補助金の交付申請。 ④ 補助金を交付。 | | |
| 備考 | — | | |
| 連絡先 | <p>水産庁 漁港漁場整備部防災漁村課</p> | <p>TEL : 03-6744-2392 FAX : 03-3581-0325 URL : http://www.ifa.maff.go.jp/</p> | |

農林水産省 4 4

| | | | |
|-------------------|---|--|----------|
| 施策名 | 強い水産業づくり交付金 | 予算額(百万円) | 3,552の内数 |
| | | 区分(新規・継続・変更) | 継続 |
| 根拠法令等 | なし | | |
| 概要 | <p><経営構造改善目標> 効率的かつ安定的な漁業経営の育成に必要な水産業生産基盤としての共同利用施設等を整備。</p> <p><資源増養殖目標> 内水面漁業・養殖業の持続的かつ健全な発展と地域の活性化を図っていくために必要となる施設整備の取組を支援。</p> | | |
| 対象者 | <p>交付先：都道府県 事業実施主体：都道府県、市町村、水産業協同組合 等</p> | | |
| 対象事業 | <p>○経営構造改善目標 水産業のためのさまざまな共同利用施設等について、漁業収益力の強化、水産物流通機能の強化、労働環境の改善、燃油高騰対策の強化、ノリ養殖業構造調整・競争力強化のための支援</p> <p>○資源増養殖目標 資源回復支援の強化、さけ・ます資源の基盤強化、内水面資源の基盤強化、内水面漁業の近代化、既存施設の省エネ化等のための施設整備に対する支援</p> | | |
| 支援内容 | <p>支援対象：漁獲物荷さばき施設、水産物加工処理施設、小型漁船事故通報施設、燃油補給施設、大型ノリ自動乾燥機、種苗生産施設、魚道、産卵場造成、養殖施設、体験学習施設、既存施設の省エネ化 等</p> <p>交付率：1/2、4/10、1/3、2/3、5.5/10以内 離島地区においては5.5/10以内 沖縄県においては2/3以内</p> | | |
| 変更のポイント | — | | |
| 支援手続スケジュール(予定でも可) | <p>事業実施主体が交付金の交付を受けるまでの手順は、以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 事業実施主体が事業要望を都道府県に申請。 ② 都道府県が実施主体からの事業要望をとりまとめ事業計画を作成。 ③ 都道府県が事業計画を水産庁へ提出。 ④ 水産庁が事業計画を審査の上、交付金を都道府県に交付。 ⑤ 交付金の交付を受けた都道府県は事業実施主体に交付金を配分。 | | |
| 備考 | — | | |
| 連絡先 | <p>水産庁 漁港漁場整備部 防災漁村課 増殖推進部 栽培養殖課</p> | <p>TEL：03-6744-2391、03-3502-8489 FAX：03-3581-0325、03-6744-2386 URL：http://www.ifa.maff.go.jp/j/bousai/koufukin/index.html</p> | |

農林水産省 4 5

| | | | |
|--------------------|--|---|-------|
| 施策名 | 離島漁業再生支援交付金 | 予算額(百万円) | 1,300 |
| | | 区分(新規・継続・変更) | 継続 |
| 根拠法令等 | — | | |
| 概要 | 離島振興法の指定地域と沖縄・奄美・小笠原の各特別措置法の対象地域のうち、本土と架橋で結ばれていないなど、一定以上の不利性を有する離島を対象として、漁場の生産力の向上に関する取組などの漁業の再生に取り組む漁業集落に交付金(25世帯で構成される集落の場合340万円)の交付による支援を実施。 | | |
| 対象者 | 交付先：都道府県 ※ 都道府県より市町村を通して対象漁業集落に交付。 | | |
| 対象事業 | 対象漁業集落が行う、以下のような漁業再生活動が対象。 ○ 漁場の生産力の向上と利用に関する話合い ○ 種苗放流、漁場の管理・改善、植樹・魚付き林の整備、海岸清掃等の漁場の生産力の向上に関する取組 ○ 新たな漁具や漁法の導入、新規漁業への着業、未利用資源の活用、高付加価値化、流通体制の改善等の集落の創意工夫を活かした取組 | | |
| 支援内容 | ○ 一対象漁業集落(25世帯相当)当たり、340万円が基本。 ○ 事業実施期間は、平成22年度から平成26年度までの5年間。 | | |
| 変更のポイント | — | | |
| 支援手続きスケジュール(予定でも可) | 交付金を受ける手順は、以下のとおり。 ① 市町村が市町村離島漁業集落活動促進計画を策定。 ② 市町村が市町村離島漁業集落活動促進計画の認定申請をし、都道府県が計画を認定。 ③ 漁業集落が市町村離島漁業集落活動促進計画に即し、集落協定を策定。 ④ 漁業集落が集落協定の認定申請をし、市町村が協定を認定。 ⑤ 市町村が対象漁業集落に交付金を支給。 | | |
| 備考 | — | | |
| 連絡先 | 水産庁 漁港漁場整備部防災漁村課 | TEL : 03-6744-2392 FAX : 03-3581-0325 URL : http://www.ifa.maff.go.jp/j/kikaku/ritou/index.html | |

農林水産省 4 6

| | | | |
|-------------------|---|---|----------|
| 施策名 | 産地水産業強化支援事業 | 予算額(百万円) | 3,552の内数 |
| | | 区分(新規・継続・変更) | 新規 |
| 根拠法令等 | なし | | |
| 概要 | 水産業の発展及び水産業の安定供給を図るため、漁村の6次産業化を通じて資源管理・漁業所得補償対策の効果発現を支援し、水産業や漁村に対する国民ニーズを踏まえた産地における所得の向上、地先資源の増大、漁業の6次産業化又は漁村の魅力向上に資するよう、国が漁業者団体、市町村、関係者からなる産地協議会の取組について支援。 | | |
| 対象者 | (1) 産地水産業強化支援事業 産地協議会(漁業者団体、市町村、関係者からなる協議会) (2) 施設整備支援事業 市町村、水産業協同組合、民間団体等 | | |
| 対象事業 | (1) 漁村において、産地協議会により策定された「産地水産業強化計画」に基づいて計画的に行われる所得の向上、地先資源の増大、漁業の6次産業化、漁村の魅力向上に向けた取組について支援。 (2) 上記の取組に必要な共同利用施設等の整備について支援。 | | |
| 支援内容 | (1) 支援対象：本事業の推進に関する検討、新たなマーケットの開拓のための取組 等 交付率：1/2以内 (2) 支援対象：漁獲物鮮度保持施設、種苗生産施設、魚道、水産物加工処理施設、地魚直販施設、漁獲物荷さばき施設、燃油補給施設 等 交付率：1/3、4/10、1/2以内 (離島地区においては5.5/10以内、沖縄県においては2/3以内) | | |
| 変更のポイント | - | | |
| 支援手続スケジュール(予定でも可) | 事業実施主体が交付金の交付を受けるまでの手順は、以下のとおり。 ① 産地協議会は課題提案書等を水産庁に提出(公募)。 ② 水産庁が課題提案書等を審査の上、予算の範囲内で優先順位を付けて補助金交付候補者を採択。 ③ 採択された補助金交付候補者が事業計画を申請。 ④ 水産庁が事業計画を承認し、割当内示後、交付申請に基づき補助金を交付。 | | |
| 備考 | - | | |
| 連絡先 | 水産庁 漁港漁場整備部 防災漁村課 | TEL : 03-6744-2391 FAX : 03-3581-0325 URL : http://www.ifa.maff.go.jp/j/gvoko_gvozvo/bousai/shieniigyou.html | |

農林水産省 47

| | | | |
|-----------------------|---|--|--------|
| 施策名 | 漁業収入安定対策事業 | 予算額(百万円) | 39,968 |
| | | 区分(新規・継続・変更) | 新規 |
| 根拠法令等 | 平成22年6月閣議決定「新成長戦略」 | | |
| 概要 | 計画的に資源管理や漁場改善に取り組む漁業者を対象として、漁業共済や漁業共済の経営安定機能に補完する形での収入安定対策を活用した対策等を実施することにより、水産資源の管理・回復を図りつつ、漁業者の収入の安定等を図る。 | | |
| 対象者 | 漁業経営体 | | |
| 対象事業 | 資源管理指針に基づく資源管理計画又は継続的な養殖生産の確保を図るための基本方針に基づく漁場改善計画に参加し、かつ、当該計画に記載された措置の履行が確認された漁業者が対象。 | | |
| 支援内容 | 漁業者の資源管理の取組を強力に推進・誘導するため、計画的に資源管理に取組漁業者に対して、共済掛金の一部を補填するとともに、漁業経営体が拠出した積立金と国費（1：3）による資金を造成し、漁業経営体の収入が減少した場合に漁業共済（収入の原則8割まで）に上乗せして補填する（収入の原則9割まで）。 | | |
| 変更のポイント | — | | |
| 支援手続スケジュール (予定でも可) | <p>補助を受ける手順は、以下のとおり。</p> <p>①漁業者は国又は都道府県が提示する資源管理指針に沿って資源管理計画を作成し国又は都道府県に提出。</p> <p>②国又は都道府県は漁業者から提出された資源管理計画を確認。</p> <p>③漁業者は漁業共済団体と共済契約及び積立契約を締結するとともに、当該契約に係る共済掛金及び積立金を支出。</p> <p>④漁業者は当該資源管理計画に沿って資源管理を実行。</p> <p>⑤国又は都道府県に設置される資源管理協議会は、当該資源管理の取組みについて履行確認を実施。</p> <p>⑥漁業者の収入が減少した場合、漁業共済団体は当該漁業者に対し共済契約に係る共済金及び積立契約に係る補填金の支払いを実施。</p> | | |
| 備考 | — | | |
| 連絡先 | 水産庁 漁政部漁業保険管理官 | TEL：03-6744-2356 FAX：03-3502-0827 URL： http://www.ifa.maff.go.jp/j/kikaku/svotoku_hosvo/index.html | |

農林水産省 48

| | | | |
|-------------------|---|---|----|
| 施策名 | 廃船FRP漁船の魚礁等への活用実証事業 | 予算額(百万円) | 30 |
| | | 区分(新規・継続・変更) | 新規 |
| 根拠法令等 | 特になし | | |
| 概要 | <p>循環型社会の形成の観点からの魚礁資材の多様化が求められている中、離島等の漁業地域において、廃船となった繊維強化プラスチック（FRP）製の漁船（以下、FRP廃船という。）の魚礁等への適切な有効活用が注目を浴びている。しかしながら、FRP廃船の魚礁への有効活用については、その有効性、経済性、耐久性、環境への影響やその確保手法等が確認されていない。</p> <p>本事業では、実証試験を通してこれらの点について検証し、FRP廃船を適切に魚礁に活用するための指針を作成する。</p> | | |
| 対象者 | <p>本事業は、FRP廃船を適切に魚礁に活用するための指針を作成し、都道府県、市町村等の漁場整備の事業主体に公表するものである。</p> | | |
| 対象事業 | <p>事業内容は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○魚礁としての定量的効果と安定性の調査（モニタリング、分析） ○魚礁製作から設置までの一般魚礁とのコスト比較検討 ○効率的な製作手法の検討 ○調査結果の総分析・FRP廃船の魚礁への活用指針の作成 | | |
| 支援内容 | <p>○本事業は、FRP廃船を適切に魚礁に活用するための指針を作成し、都道府県、市町村等の漁場整備の事業主体に公表するものである。</p> | | |
| 変更のポイント | — | | |
| 支援手続スケジュール(予定でも可) | <p>平成23年度～25年度に魚礁としての定量的効果と安定性の調査、魚礁製作から設置までの一般魚礁とのコスト比較検討、効率的な製作手法の検討を行い、平成25年度に指針を作成し、公表する予定。</p> | | |
| 備考 | — | | |
| 連絡先 | 水産庁 漁港漁場整備部計画課 | TEL : 03-3501-3082 FAX : 03-3581-0326 URL : http://www.ifa.maff.go.jp/ | |